

**道から市町村への  
事務・権限移譲方針に係る  
フォローアップ調査報告書**

令和5年6月

北海道総合政策部地域行政局行政連携課



# ( 目 次 )

## I これまでの経過

- 1 事務・権限移譲の経緯及び目的について
- 2 移譲方針における事務・権限移譲の仕組みについて 1
- 3 これまでの取組の状況 3

## II 調査結果の概要

- 1 事務・権限移譲全般に係るアンケート調査 7
- 2 旅券事務に関する事務・権限移譲に係るアンケート調査 17

## III 資料編

- 1 事務・権限移譲全般に係るアンケート調査
  - 集計結果 20
  - 自由記載 30
- 2 旅券事務に関する事務・権限移譲に係るアンケート調査
  - 集計結果 39
  - 自由記載 42



## はじめに

市町村への権限移譲については、平成 17 年 3 月に、市町村に担っていただくべきと考えられる事務・権限を明らかにするとともに、道から市町村への事務・権限の移譲の進め方や移譲に当たっての人的・財政的措置などを明示した「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（現在の「道から市町村への事務・権限移譲方針」以下「移譲方針」という。）を策定し、これまで、平成 21 年 3 月、平成 26 年 3 月及び平成 31 年 3 月に改訂を加え、事務・権限の移譲を進めてきた。

市町村への移譲に当たっては、道として、市町村からの要望や法令改正を踏まえて、移譲対象となる事務・権限の内容等を取りまとめた「事務・権限移譲リスト」を毎年度改訂し提示するなど、市町村において、事務・権限移譲に係る検討がスムーズに行えるよう取り組んでいるところである。

移譲方針では、「概ね 5 年ごとに、移譲による効果や課題等を把握する追跡調査を行い、移譲の進捗状況や追跡調査の結果、市町村の行政体制の整備状況等を踏まえて適宜見直しを行う」こととしており、前回の改訂時から、5 年目を迎えることから、このたび、フォローアップ調査として、権限移譲に関して道内の全 179 市町村にアンケート調査を行った。

この報告書は、これまでの事務・権限移譲の取組経緯や、アンケート調査結果を取りまとめたものであり、今後、この報告書を基に、道から市町村への権限移譲をより一層進めるための移譲方針の改訂に向け、検討を深めていく。

# I これまでの経過

## 1 事務・権限移譲の経緯及び目的について

### (1) 経緯

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、「条例による事務処理の特例」制度が創設された。

道では、平成 13 年 2 月に「道から市町村への権限移譲計画」を策定し、市町村からの要望に基づき、道で移譲の可否を検討し、移譲可能となった権限を市町村に移譲することとした。

その後、平成 17 年 3 月に移譲方針を策定し、概ね 5 年ごとに、移譲による効果や課題等を把握するフォローアップ調査等を行い、その結果などを踏まえ、平成 21 年 3 月、平成 26 年 3 月及び平成 31 年 3 月に改訂したところである。

### (2) 事務・権限移譲の目的

地域主権型社会の構築に向けて、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことを基本とすることが適当とする考え方を踏まえ、道から市町村への事務・権限の移譲を進め、住民サービスの向上や、活力ある地域社会づくりを目的とする。

## 2 移譲方針における事務・権限移譲の仕組みについて

### (1) 移譲対象

補完性の原理を踏まえ、道が所掌する約 5,100 権限のうち、市町村が担うべきと考えられる約 3,100 権限を移譲対象としている。 ※権限＝法律・条例等の条項

### (2) 最小基本単位

同一の法令における一連の権限であり、移譲は原則この単位で行う。

例) 施設設置届出の受理、設置の許可、報告の徴収 など

### (3) 包括単位（パッケージ）

関連する複数の最小基本単位を包括化したもの。

パッケージでの移譲を受けることにより、住民利便性のより一層の向上や市町村における効率的な行政サービスの提供が可能となる。

例) 「農地の転用許可等に関する事務」と「農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務」

### (4) 事務・権限の区分

事務・権限の性質等から以下の 4 区分に設定し、第 1・2 区分を中心に移譲の働きかけを実施している。

第 1 区分：特段の条件がないもの

第 2 区分：受入体制等の条件整備が必要なもの

例) 機器の設置、有資格者の配置 など

第 3 区分：法制度の改正等が必要なもの

例) 法律により国と都道府県の経費負担割合が定められている など

第 4 区分：現在、移譲対象となる全ての市町村へ移譲済のもの及び移譲対象となる市町村がないもの

○ 移譲対象権限数の分野別内訳（令和4年度末日現在）

区 分	移譲対象権限数				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	計
保健・医療・福祉	278 (31)	465 (38)	160 (22)	21 (5)	924 (96)
教育文化	19 (2)	22 (5)	76 (11)	0 (0)	117 (18)
産業・雇用	467 (22)	57 (3)	47 (11)	52 (5)	623 (41)
環境保全	148 (12)	288 (20)	10 (1)	90 (7)	536 (40)
まちづくり	298 (17)	215 (19)	48 (8)	61 (9)	622 (53)
国土保全・防災	82 (5)	11 (1)	184 (23)	19 (3)	296 (32)
計	1,292 (89)	1,058 (86)	525 (76)	243 (29)	3,118 (280)

※（ ）内の数字は最小基本単位の合計数

(5) 移譲の進め方

① 移譲の基本原則

市町村からの自主的な要望に基づき移譲を行うことを基本とし、移譲に当たっては市町村との協議の上、同意を得て実施している。

② 移譲の働きかけ

道においては、移譲対象である事務・権限について具体的内容や交付金単価を示した事務・権限移譲リスト等の資料を作成し市町村に提供している。

また、いずれの市町村にあっても受入体制整備や専門職員の確保が可能で、かつ住民サービスの向上や活力ある社会づくりにつながるなど移譲のメリットが大きいと考えられる事務・権限を中心に個別協議等により移譲のメリットや支援措置（別掲）に関する働きかけを実施している。

多くの市町村への移譲が進んでいる権限や住民にとってメリットが分かりやすい権限を「重点推進権限」と位置づけ、積極的な移譲の働きかけを実施している。（別掲）

### 3 これまでの取組の状況

#### (1) 移譲の状況

##### ① 全体の状況

特例条例の制定(H12)から現在までに、延べ57,928の権限を移譲しており、そのうち移譲方針に基づく取組により、平成18年度以降、延べ29,433権限を新たに市町村に移譲した。

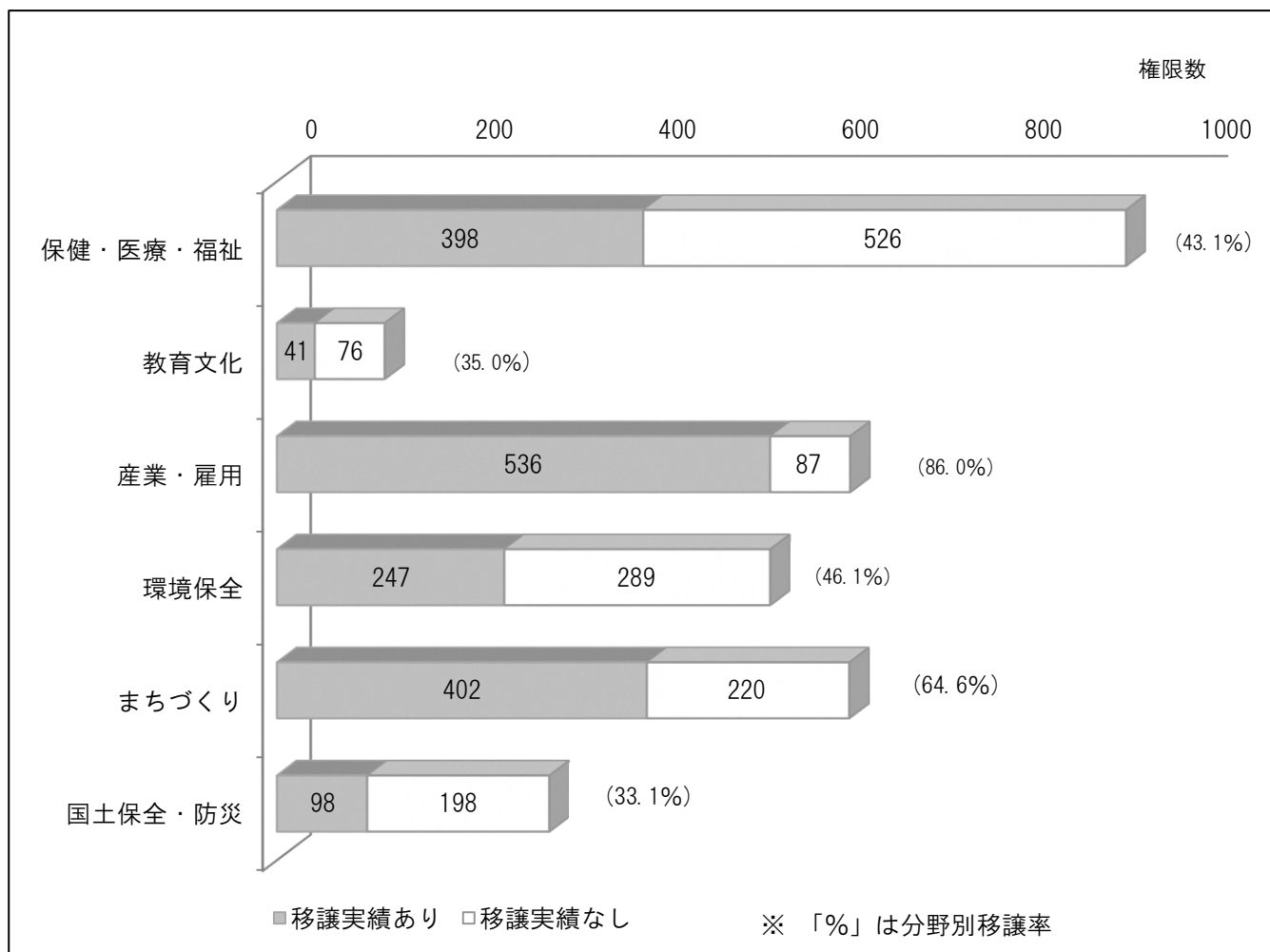
#### ○年度ごとの移譲数

年 度	H17年度以前	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
単年度移譲数	—	1,733	6,193	3,273	2,785	5,853
累計移譲数	28,495	30,228	36,421	36,421	42,479	48,332
年 度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
単年度移譲数	2,991	2,132	1,471	741	432	485
累計移譲数	51,323	53,455	54,926	55,667	56,099	56,584
年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
単年度移譲数	98	380	137	0	333	325
累計移譲数	56,682	57,062	57,199	57,199	57,532	57,857
年 度	R5年度	—	—	—	—	—
単年度移譲数	71	—	—	—	—	—
累計移譲数	57,928	—	—	—	—	—



## ② 分野別状況

各分野における市町村への移譲実績がある権限と、移譲実績がない権限の数を比較すると、「産業・雇用」「まちづくり」分野においては移譲率が半数を超えている反面、「国土保全・防災」「教育・文化」分野では、移譲率が特に低い状況にある。



## ③ 移譲対象となっている全市町村への移譲が完了した権限

特例条例の制定(H12)からこれまでの取組により、29 法令 243 事務・権限を市町村に移譲した。

法令名	最小基本単位名
地方自治法	新たに生じた土地の届出の受理等に関する事務
化製場等に関する法律	動物の飼養又は収容の許可等に関する事務
鳥獣保護法	ねずみ科等に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務
鳥獣保護法	ニュウナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務
鳥獣保護法	一部鳥獣の有害捕獲許可及び鳥獣の飼養登録に関する事務
北海道公害防止条例	騒音発生施設等の設置の届出の受理等に関する事務
屋外広告物法	監督に関する事務
租税特別措置法	法人等の優良な住宅の供給に寄与する旨の認定に関する事務
国有財産法	他人の占有する土地への立入り等に関する事務

※ 全移譲対象市町村へ移譲済みの事務・権限のうち代表的(移譲対象が170市町村以上)なもの

## (2) 移譲に係る支援措置等の状況

### ① 財政措置

「北海道権限移譲事務交付金」により、事務処理に要する経費（人件費・物件費等）を処理実績等に応じて市町村に毎年度交付している。

#### <移譲事務交付金実績>

(単位：千円)

年 度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
交付額	239,681	260,210	249,853	235,926	238,234	245,830
年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付額	248,127	239,176	242,613	232,769	228,210	232,793
年 度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	—
交付額	225,480	223,737	215,839	169,208	161,374	—

移譲促進のため、「地域づくり総合交付金」のメニューとして、H22年度より「権限移譲推進事業」を新設し、移譲に係る初期投資経費（備品、研修旅費等）の一部助成を実施している。

#### <初期投資支援実績>

(単位：千円)

年 度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
交付額	6,000	5,600	2,400	3,800	2,500	600
年 度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
交付額	600	—	200	800	—	—
年 度	R 4 年度	—	—	—	—	—
交付額	—	—	—	—	—	—

### ② 人的措置

移譲促進のため、多数の権限を受ける市町村等に対し道職員を2年間派遣(H22年度～)している。

#### <職員派遣実績>

派遣期間	派 遣 先 市 町 村 名
H22年度～ H23年度	7市町（稚内市、登別市、北斗市、当別町、新ひだか町、東川町、鹿追町）
H23年度～ H24年度	4市町（恵庭市、奥尻町、苫前町、芽室町）
H24年度～ H25年度	1町（せたな町）
H25年度～ H26年度	2町（上富良野町、下川町）
計	14市町

### (3) 重点推進権限

全道的に多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限や足並みをそろえて移譲することが効果的な事務・権限等について、重点的に移譲を推進する事務・権限に選定し、早期移譲に努めている。

「重点推進権限」については、市町村が移譲に向け円滑に検討することができるよう、権限移譲リスト等の他に、住民・行政のメリット等を記載したPR資料の配付をはじめ、道担当課からも説明を行うなど、きめ細かな情報提供に努めている。

#### <重点推進権限に係る移譲の状況>

法令名	最小基本単位	移譲市町村数		
		特例 条例	法定 移譲	合計
老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務	44	3	47
旅券法	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	145	—	145
農地法	農地等の賃貸借の解約等に関する事務	170	1	171
農地法	農地等の転用許可等に関する事務	140	1	141
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内における開発行為の許可等に関する事務	151	1	152
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務	24	—	24
電気用品安全法	電気用品販売等の規制に関する事務	44	35	79
浄化槽法 ※2	浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務	173	4	177
墓地、埋葬等に関する法律	火葬場への立入検査等に関する事務	47	35	82
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	48	1	49
屋外広告物法・北海道屋外広告物条例	屋外広告物の許可等に関する事務	27	3	30
都市計画法	開発行為の許可等に関する事務	40	3	43
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置等に関する事務	73	35	108

## II 調査結果の概要

### 1 事務・権限移譲全般に係るアンケート調査

#### 調査概要

- ・ 調査期間 : 令和4年12月～令和5年2月
- ・ 調査対象 : 179市町村（権限移譲総括窓口課）
- ・ 回答率 : 100%

#### (1) 移譲の進め方について

##### 【権限移譲の手法】

移譲方針では、市町村からの移譲要望に基づき事務・権限を移譲するいわゆる「手挙げ方式」を採用している。

このことについては、93.3%の市町村が「現状のままでよい」と回答しており、前回調査結果(92.7%)を上回った。

「全道あるいは規模別の一律移譲にすべき」と回答した市町村はなく、前回調査結果(0.6%)を下回った。

「権限により手挙げ方式と一律移譲方式の併用を併用すべき」という回答は6.7%で、前回調査結果(6.7%)と同数であった。

##### 【移譲スケジュール】

令和5年3月末日時点の移譲に関するスケジュールは、原則として次のとおりである。

4月～6月	移譲要望の照会(移譲リスト等の提示)
7月～9月	移譲の意向確認
11月	同意書の提出、交付金の支出
12月	事務処理特例条例の制定(北海道議会第4回定例会)
翌年4月	事務・権限の移譲

このことについては、99.4%の市町村が「現状のままでよい」と回答しており、前回調査結果(100%)を下回り、0.6%が「改善すべき」と回答し、前回調査(0%)を上回った。

##### 【意向確認】

意向確認については、7月から9月にかけて、中間報告と最終報告の2回に分けて実施している。

このことについては、98.3%の市町村が「現状のままでよい」、1.7%が「意向確認の回数について改善すべき」、0.6%が「その他」と回答した。

##### 【重点推進権限】

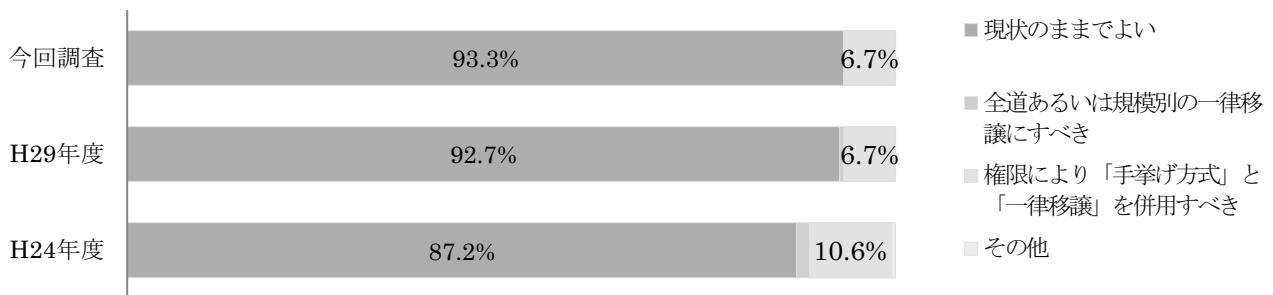
重点推進権限については、現在、12法令13事務を選定している。

重点推進権限を設定したことについては、100%の市町村が「現状のままでよい」と回答している。

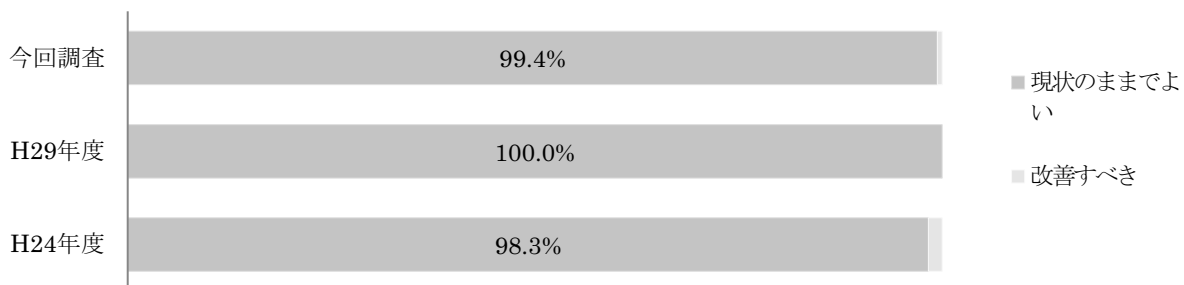
また、道では、重点推進権限の移譲が遅れている地域に所在する市町村に対し、移譲を促進するための働きかけ等の取組みを実施している。

この取組みが移譲につながった事例の有無については、45.3%の市町村が「働きかけ等により移譲を受けた事例がある」、9.5%が「働きかけ等により移譲を検討したが、受けた事例はない」、10.1%が「働きかけ等による影響はなかった」、35.2%が「働きかけ等を受けたことがない」と回答した。

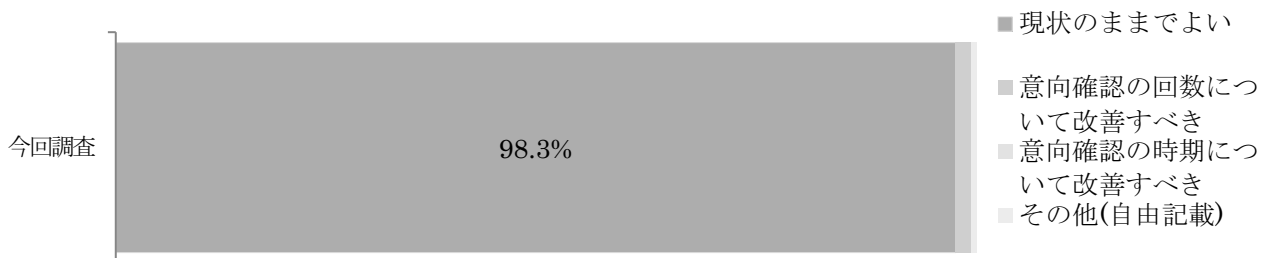
◆現在の移譲方式「手挙げ方式」についてどう考えるか



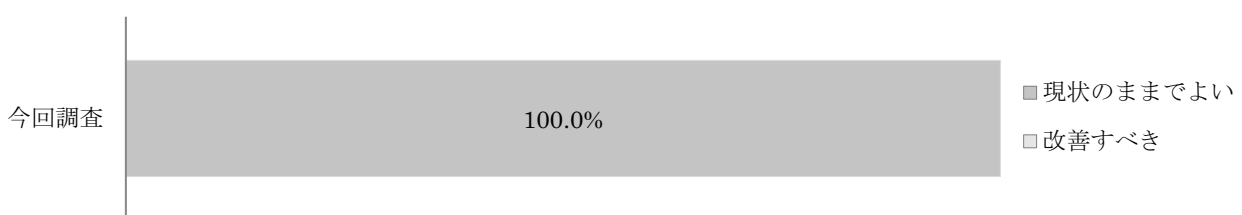
◆現在の事務手続きのスケジュールについてどう考えるか。



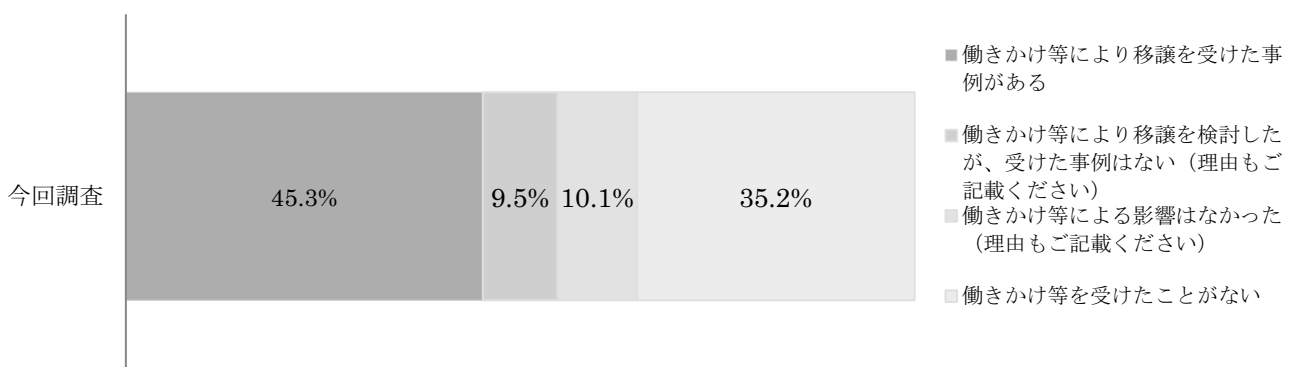
◆現在の移譲意向確認の方法についてどう考えるか。(新規質問)



◆重点推進権限の設定についてどう考えるか。(新規質問)



◆重点推進権限の移譲推進に係る取組みによる移譲を受けた事例の有無(新規質問)



### 【移譲済み権限と一体不可分の権限】

法改正等により、既に移譲済の権限と一体不可分の権限が生じた場合、該当する市町村に対し、道として移譲を受けていただくよう要請している。

当該移譲を受ける際に必要なものとして、82.7%の市町村が「事務について理解するための説明会や個別説明」と回答しており、前回調査結果(91.1%)と同様最も多く、次いで、「説明資料」が78.8%(前回：81.0%)、「体制整備のための時間」が67.0%(前回：74.3%)の順となっている。

## (2) 権限移譲事務交付金のあり方について

### 【権限移譲事務交付金】

道では、移譲される権限事務項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付金として交付している。

この方法に対しては、94.4%の市町村が「現状のままでよい」と回答しており、前回調査結果(93.9%)を上回った。5.0%が「改善すべき」と回答し、前回調査結果(6.1%)を下回った。

市町村からの改善意見は、次の3つに大別される。

- ① 交付金単価の増額
- ② 固定費の設定
- ③ 対象経費の拡充

## (3) 移譲リストについて

### 【移譲リスト】

移譲リストは、市町村が移譲を検討する際の参考となる情報を一覧又は事務・権限ごとにまとめたものである。

このことについては、94.4%の市町村が「分かりやすい(現状のままでよい)」と回答しており、前回調査結果(91.6%)を上回り、5.0%が「改善すべき」と回答し、前回調査結果(8.4%)を下回った。

市町村からの改善意見は、次の3つに大別される。

- ① 移譲リスト記載内容の不足への対応
- ② 移譲リストの見方に関する説明の不足への対応
- ③ 移譲リストの見やすさの改善

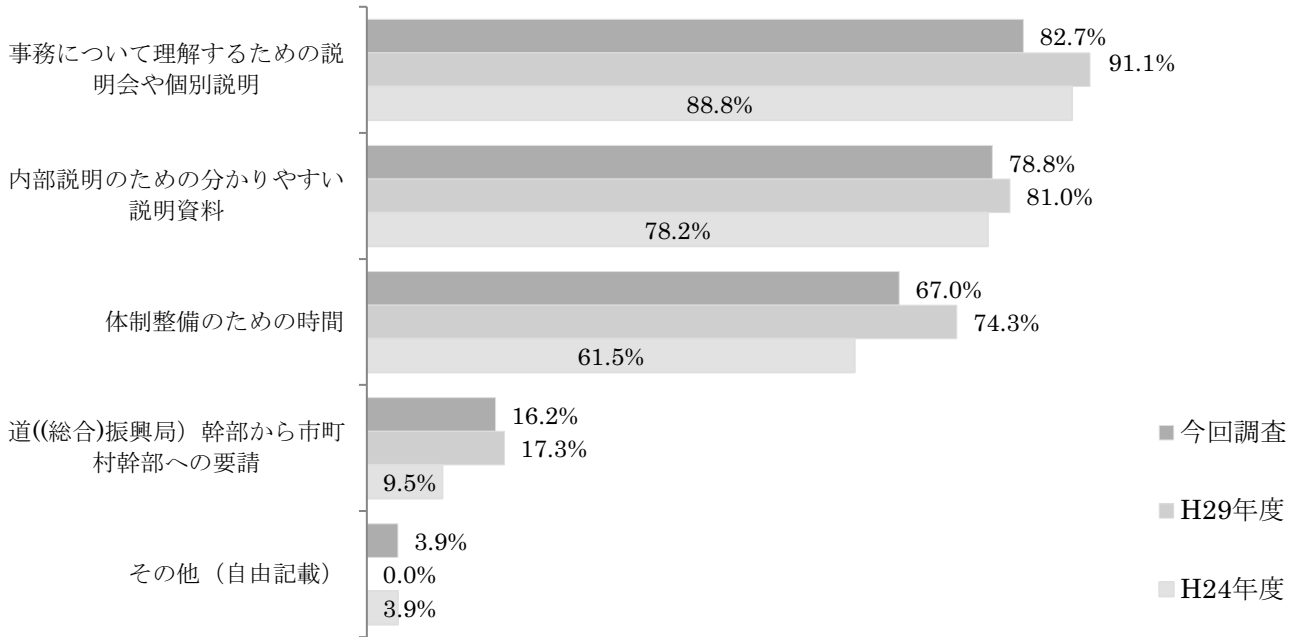
### 【移譲リスト掲載権限】

移譲リストには、令和5年4月1日時点で3,121事務・権限が掲載されている。

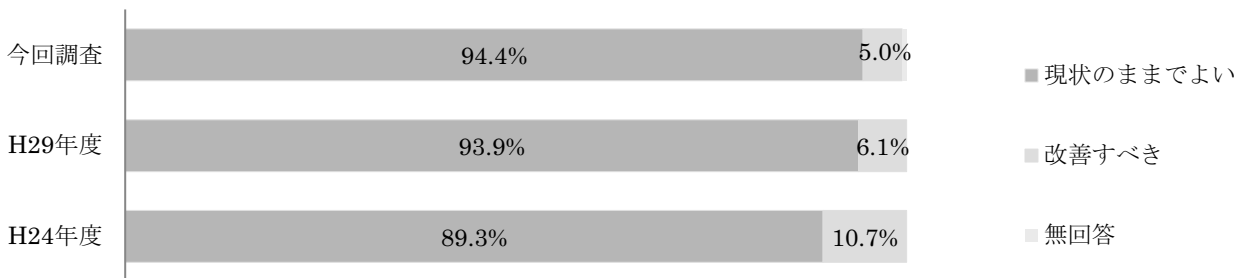
このことについては、前回同様98.9%の市町村が「現状で十分である」、0.6%が「これ以外にも対象とすべき」と回答した。

なお、今回調査から追加した「移譲対象から除外すべき事務・権限がある」と回答した市町村はなかった。

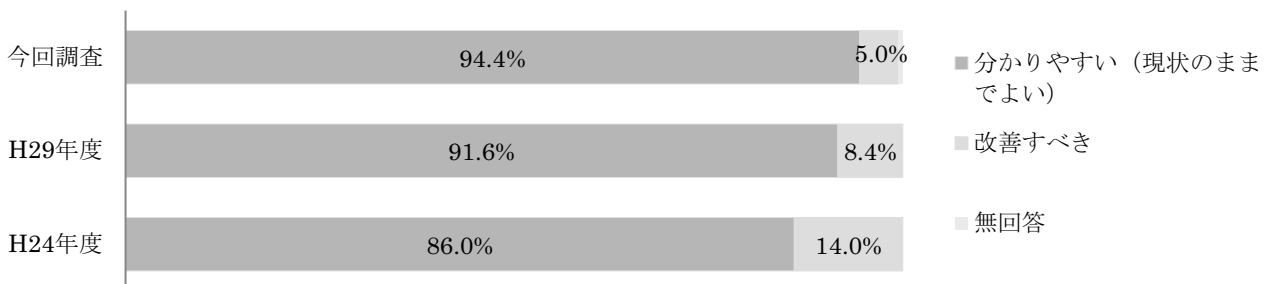
◆移譲済み権限と一体不可分な権限の移譲に必要な取組み（3つ以内で選択）



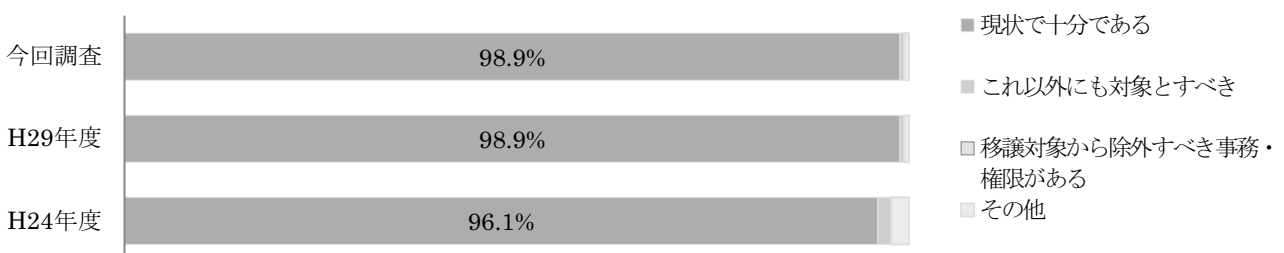
◆権限移譲事務交付金についてどう考えるか



◆移譲リストの全体構成や個々の権限の構成・情報等について



◆移譲リスト掲載権限について



#### (4) 市町村内部の検討状況等について

##### 【移譲に関する方針や考え方】

移譲方針に基づいて移譲を始めてから 17 年を経過し、これまで、道内 179 全市町村に何らかの事務・権限が移譲されているが、独自の計画等を立てて積極的に移譲を受けている市町村がある一方、移譲対象の事務・権限毎に是々非々で判断して移譲を受けている市町村もある。

どのように移譲を受けるかについては、「住民サービスの向上や事務の効率化が特に図られているものから受けている」と回答した市町村が 75.4%と前回調査時(80.4%)と同様最も多く、「近隣市町村の様子を見ながら受けている」が 45.3% (前回調査時:40.8%)、「受入体制が整ったものから順次受けている」が 38.0% (前回調査時:40.8%)であった。

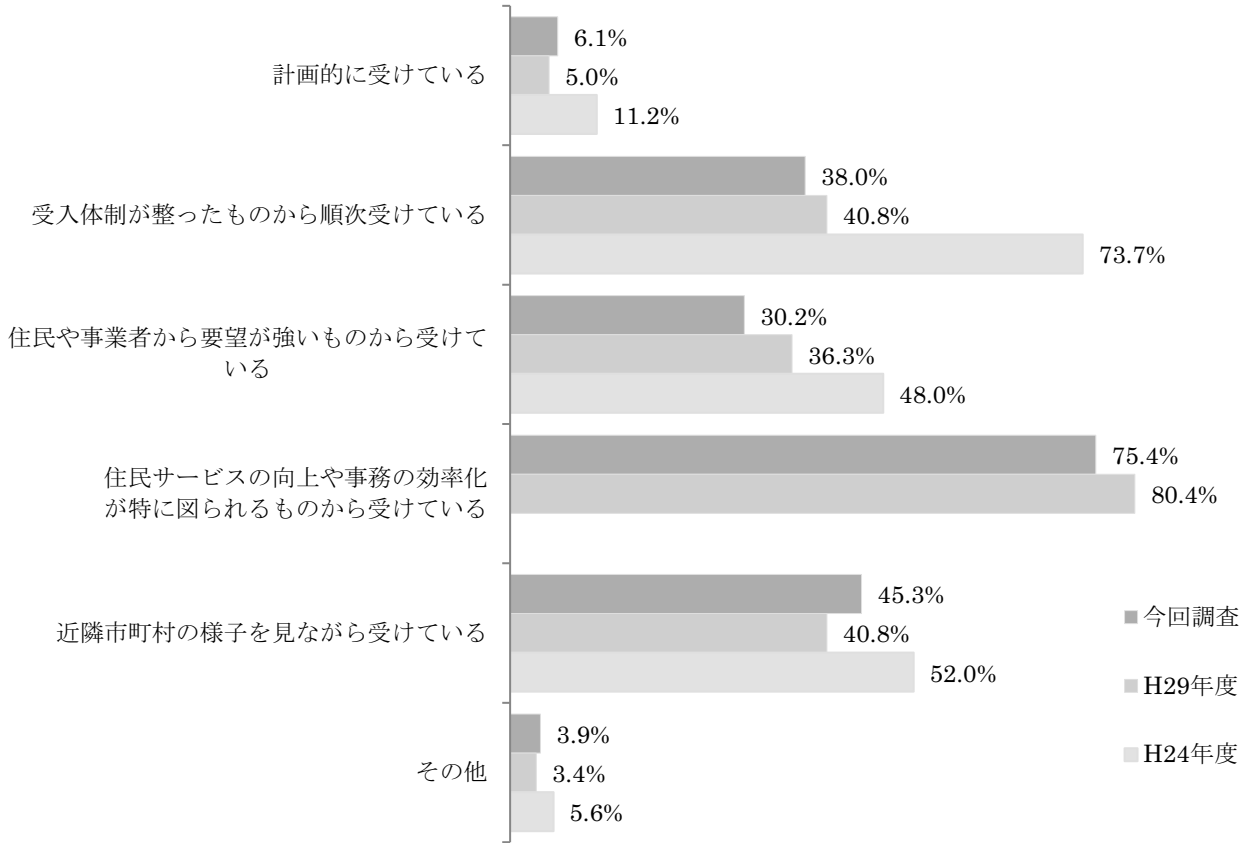
##### 【重点推進権限の移譲を受けることができない理由】

重点推進権限の移譲状況は、令和 5 年 4 月 1 日現在、51.1%となっている。

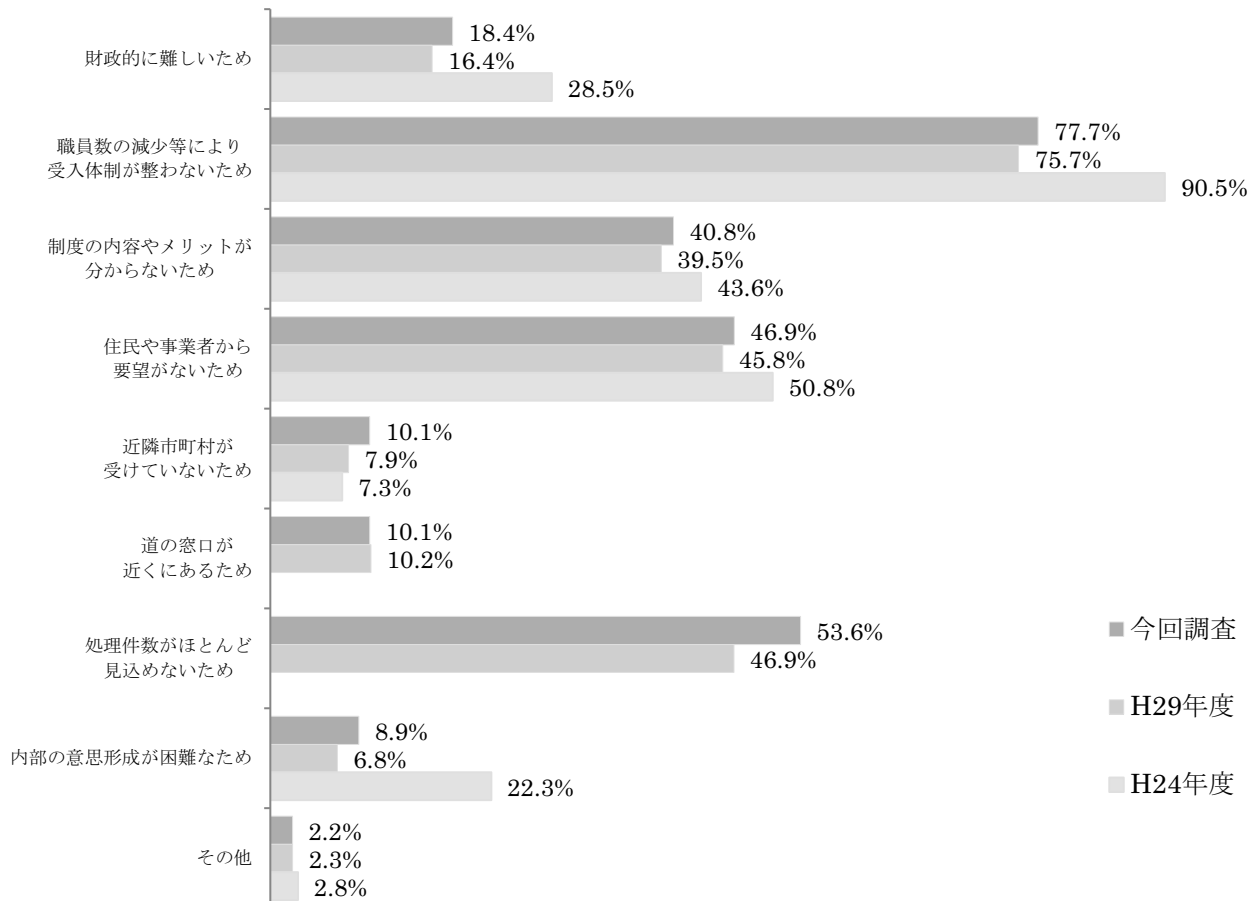
重点推進権限の移譲を受けることができない理由については、「職員数の減少等により受入体制が整わないため」と回答した市町村が 77.7%と前回調査時(75.7%)と同様最も多く、「処理件数がほとんど見込めないため」が 53.6% (前回調査時:46.9%)、「住民や事業者から要望がないため」が 46.9% (前回調査時:45.8%)であった。



◆どのような考え方等で権限移譲を受けているか（3つ以内で選択）



◆重点推進権限の移譲を受けることができない理由



## (5) 権限移譲の効果等について

### 【これまでに受けた権限移譲の効果等】

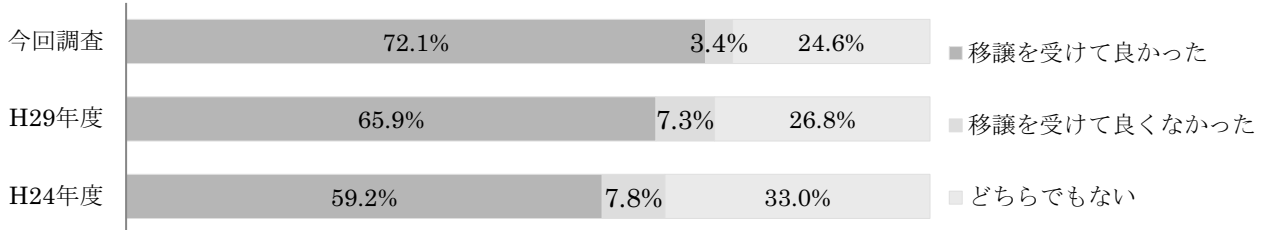
権限移譲を受けた効果等については、72.1%(前回調査:65.9%)の市町村が「移譲を受けて良かった」と回答しており、次いで「どちらでもない」が24.6%(前回調査:26.8%)となっており、「移譲を受けて良くなかった」については3.4%(前回調査:7.3%)と前回同様、最も少ない結果となった。

「移譲を受けて良かった」理由としては「住民の利便性が良くなった」が79.8%(前回調査:87.3%)と回答した市町村が前回調査同様最も多く、「事務の効率が良くなった」が33.3%(前回調査:21.2%)、「地方分権が進んだ」が16.3%(前回調査時:22.0%)であった。

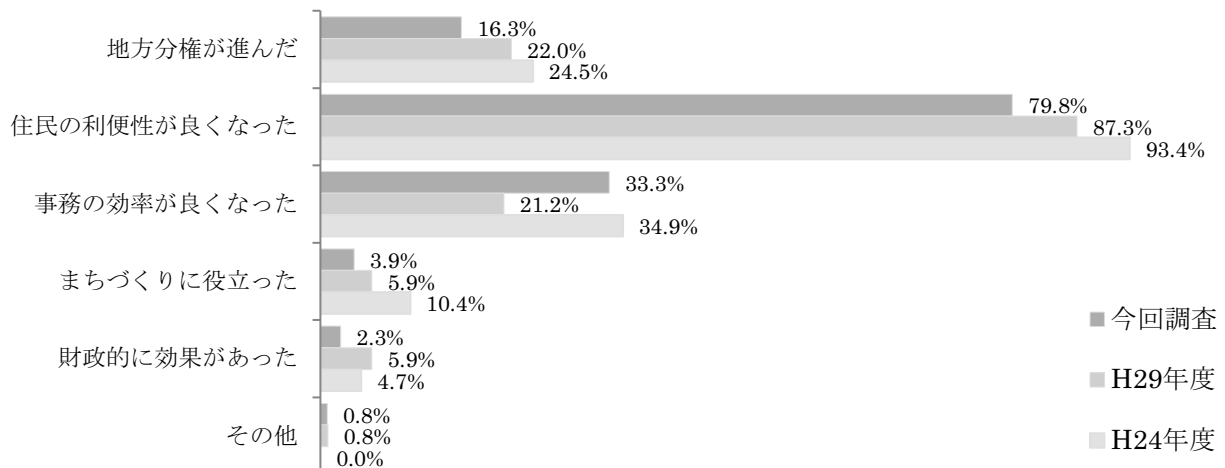
一方、「移譲を受けて良くなかった」理由としては、「処理件数がほとんどなくノウハウが定着しない」が66.7%(前回調査:61.5%)と回答した市町村が前回調査同様最も多く、「事務の効率が悪くなった」が50.0%(前回調査:38.5%)、財政的に負担となっているが33.3%(前回調査:0%)であった。

こうした課題に対し、どのような取組が必要かという点については、回答対象となる全ての市町村(100%)が「人的支援措置の充実」(前回調査:15.4%)と回答し、「財政的支援措置の充実」が66.7%(前回調査:7.7%)、事務処理マニュアルの作成・提供が66.7%(前回調査:61.5%)であった。

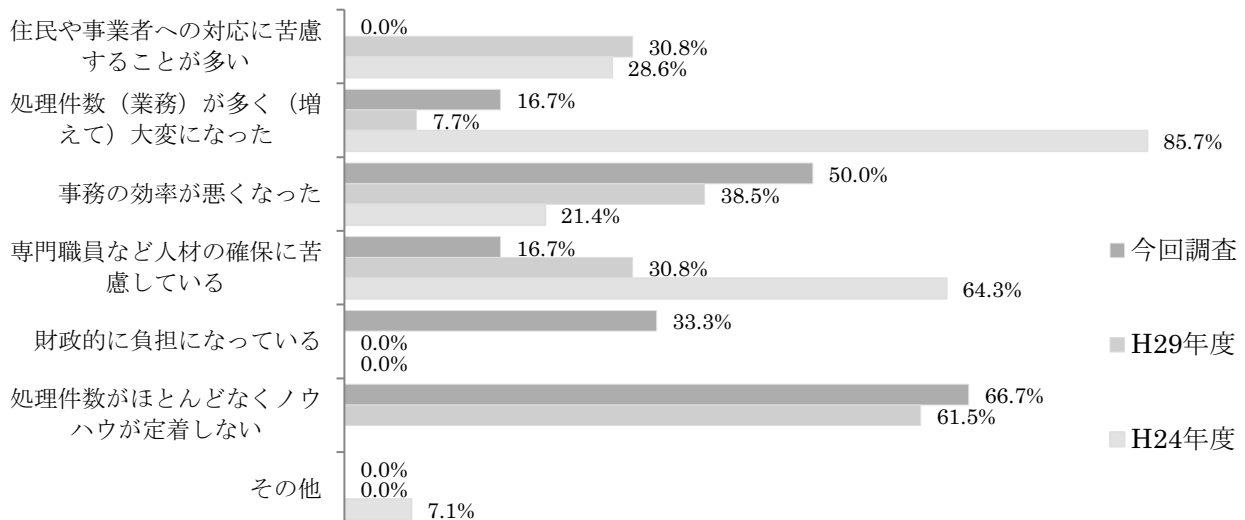
◆権限移譲の効果について



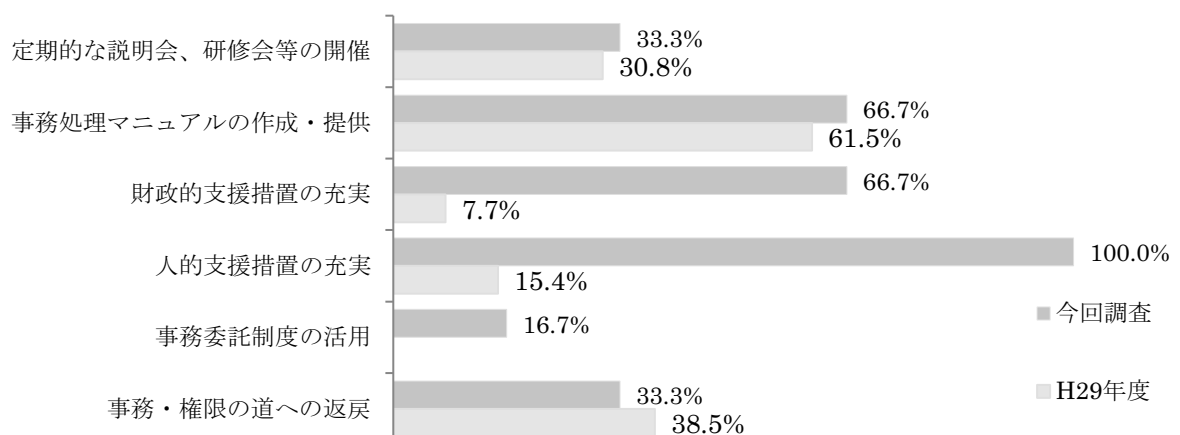
○「良かった」理由（3つ以内で選択）《「良かった」と回答した129市町村の回答》



○「良くなかった理由」（3つ以内で選択）《「良くなかった」と回答した6町村の回答》



○「課題に対する取組」（3つ以内で選択）《「良くなかった」と回答した6市町村の回答》



## (6) 権限移譲に対する今後の取組について

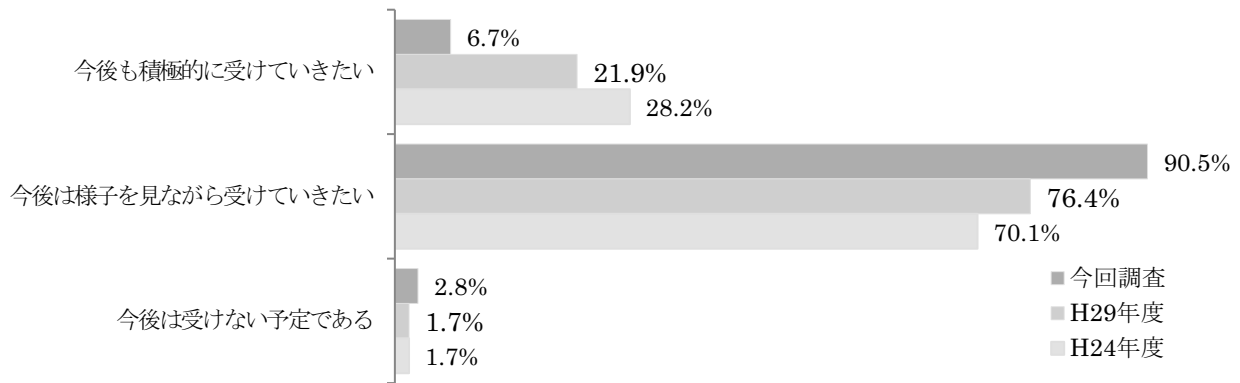
### 【今後の権限移譲】

このことについては、「今後も積極的に受けていきたい」と回答した市町村が 6.7%（前回調査：21.9%）、「今後は様子を見ながら受けていきたい」が 90.5%（前回調査：76.4%）、「今後は受けない予定である」が 2.8%（前期調査：1.7%）であった。

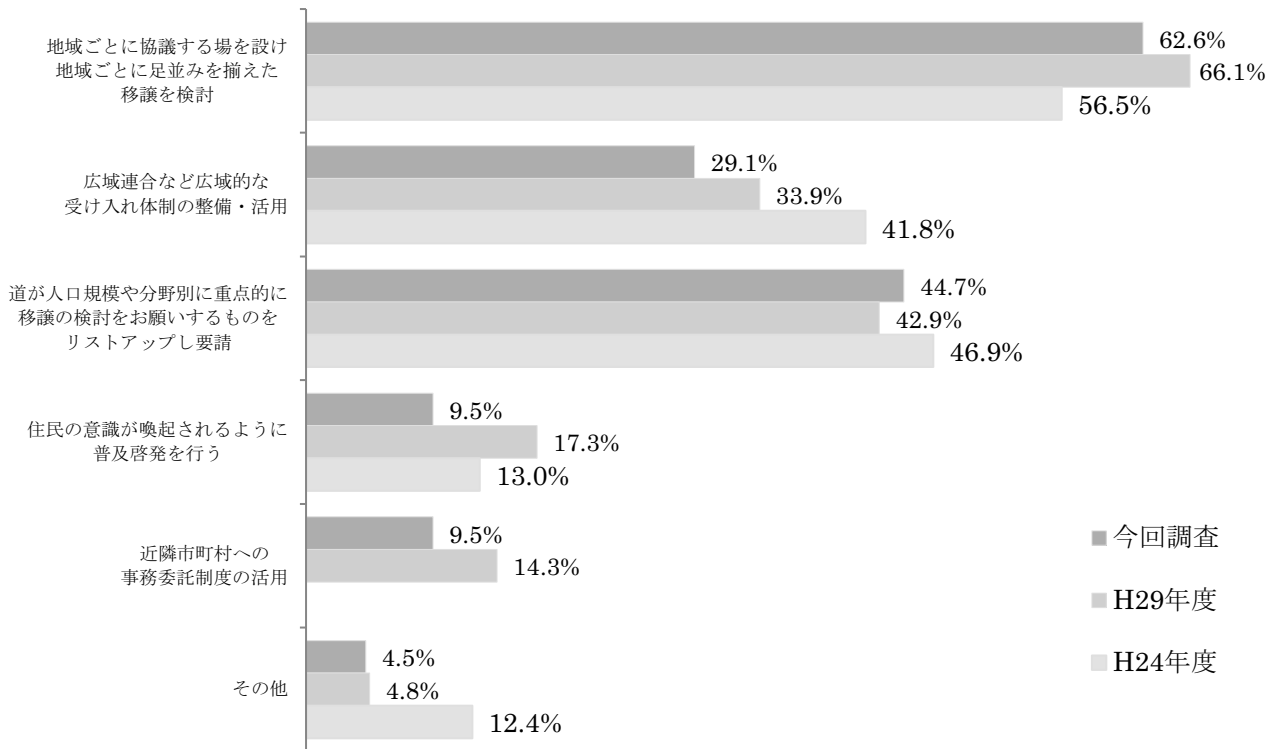
### 【権限移譲をより進めるための方策】

財政的支援・人的支援以外にどのような方策をとれば権限移譲が進むかという問いに対し、「地域ごと（振興局単位等）に協議する場を設けて、地域ごとに足並みをそろえて移譲を検討する」と回答した市町村が 62.6%（前回調査：66.1%）と最も多く、「道が人口規模や分野別に、重点的に移譲の検討をお願いするものをリストアップし要請する」が 44.7%（前回調査：42.9%）、「広域連合など広域的な受け入れ体制の整備・活用」が 29.1%（前回調査：33.9%）であった。

◆権限移譲に対する今後の取組（1つだけ選択）



◆権限移譲を進めるための方策（財政的・人的支援以外）について（いくつでも選択可）



## 2 旅券事務に関する事務権限移譲に係るアンケート調査

### 調査概要

- ・ 調査期間：令和4年12月～令和5年2月
- ・ 調査対象：179市町村
- ・ 回答率：100%

### 【市町村における独自の旅券窓口サービス】（移譲済みの145市町村）

窓口の複数設置や申請時間の延長、休日交付などを独自に行っているかとの質問に対し、「ある」と回答した市町村は5.5%（前回調査：9.2%）で前回調査を下回り、「特にない」が94.5%（前回調査：90.8%）と前回調査を上回った。

### 【課題、問題点及び要望事項】（移譲済みの145市町村）

移譲を受けて、事務を行った上での課題や問題点、要望事項については、「ある」と回答した市町村が9.7%（前回調査：17.7%）と前回調査を下回り、「特にない」が90.3%（前回調査：82.3%）と前回調査を上回った。

課題等の主な内容は次のとおりである。

- ・ 実務研修等の実施
- ・ 職員負担の増加
- ・ マニュアル記載内容の充実

### 【旅券事務の移譲を受けていない理由】（未移譲の34市町村）

このことについては、「道の旅券窓口が近くにある」と回答した市町村が70.6%（前回調査：64.9%）と前回同様最も多く、「人員の配置が困難」が52.9%（前回調査：54.1%）、「住民の要望がない」が44.1%（前回調査：29.7%）であった。

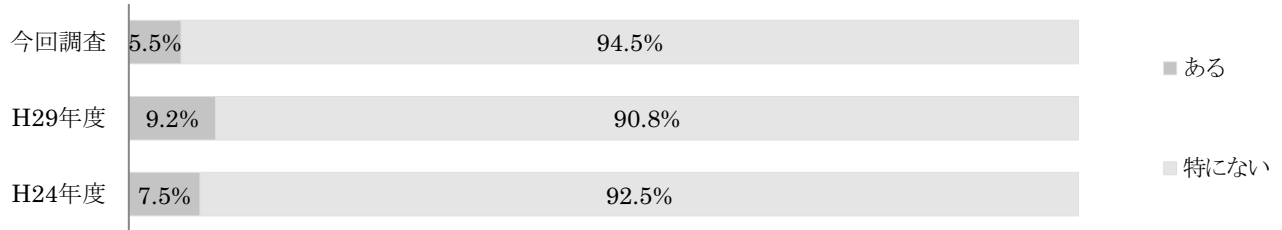
### 【今後の旅券事務の移譲可能性】（未移譲の34市町村）

このことについては、「移譲を考えている」と回答した自治体は0%（前回調査：2.7%）で移譲を考えている市町村はなく、「移譲を受けるかどうか検討中である」が8.6%（前回調査：13.5%）と前回調査を下回り、「移譲を受ける予定はない」が88.6%（前回調査：81.1%）と前回調査を上回った。

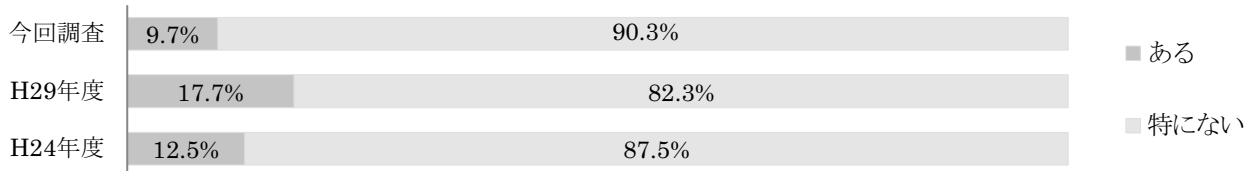
### 【居所申請等の取扱いについて】

現在、道で行っている、通学等を理由とした住民登録地以外での申請（居所申請）等について住民サービス向上の観点から移譲市町村で実施すべきかについて、「市町村で実施した方がよい」と回答した市町村が3.9%（前回調査：9.2%）、「現行のままでよい」が85.5%（前回調査：88.7%）と前回調査を下回り、「わからない」が10.1%（前回調査2.1%）と前回調査を上回った。

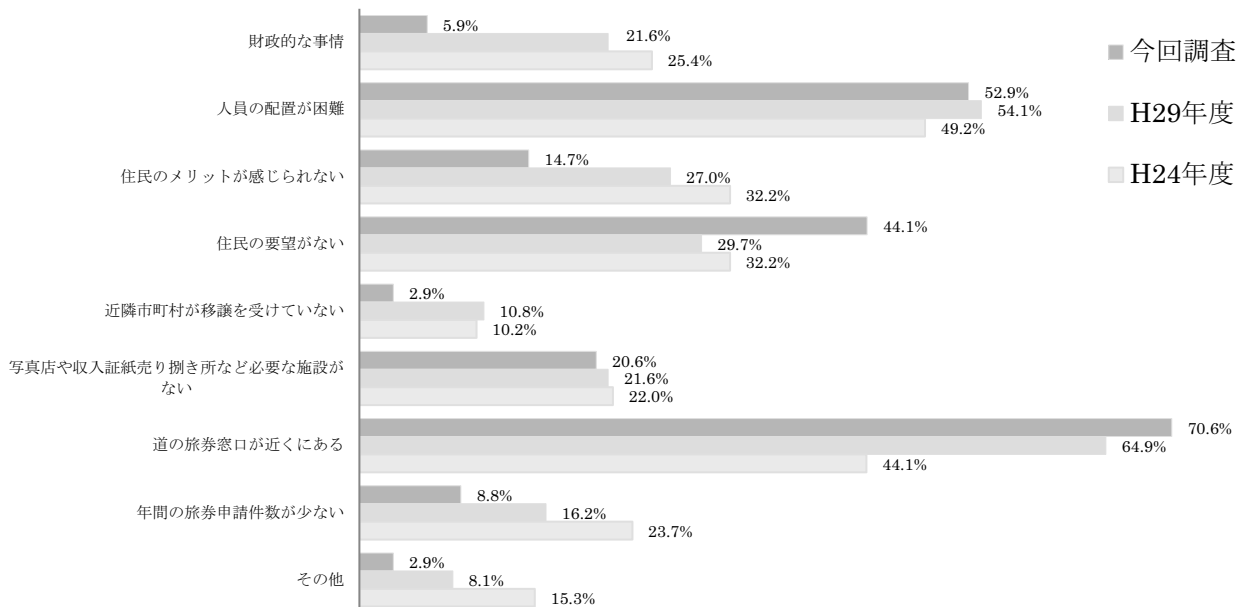
◆市町村における独自の旅券窓口サービス《窓口の複数設置、申請時間の延長、休日交付など》



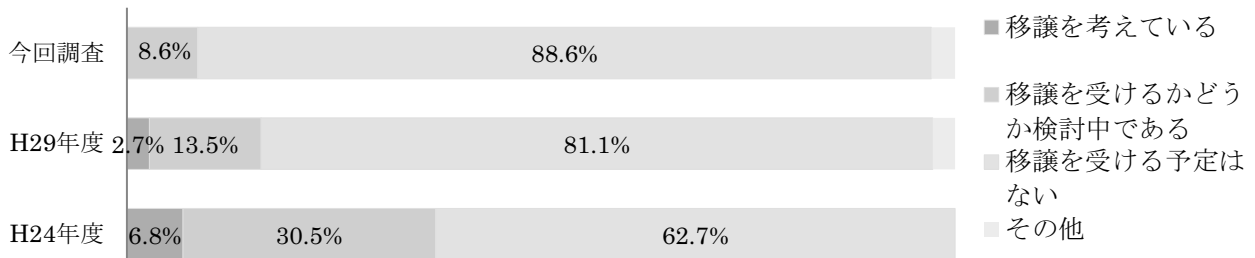
◆旅券事務を行う上での課題等の有無



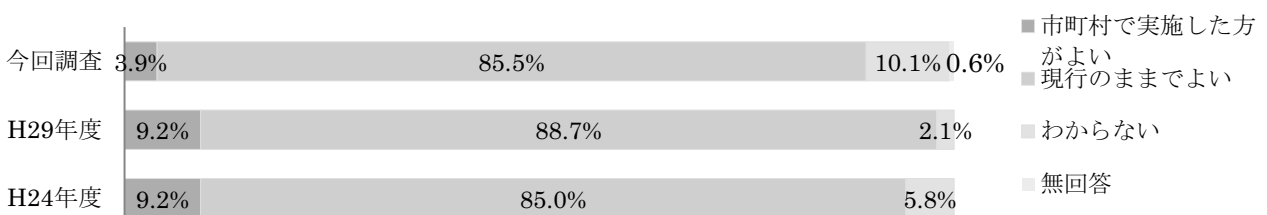
◆旅券事務の移譲を受けていない理由



◆今後の旅券法に関する権限移譲の予定について



◆「居所申請」や「団体申請」はどこが行うべきか



## 【資料編】



## 市町村アンケート集計結果

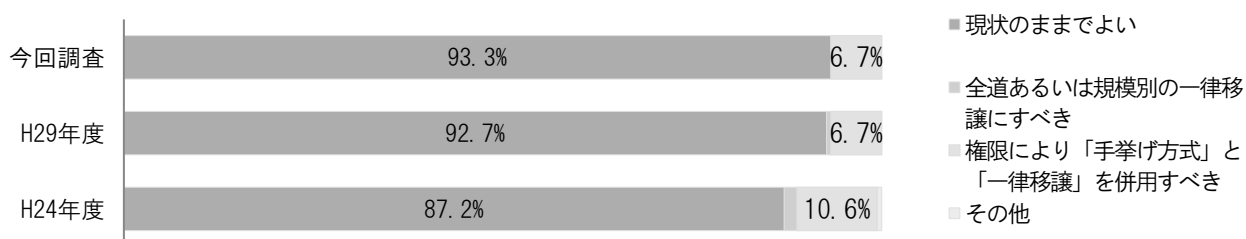
### (1) 事務・権限移譲全般に係るアンケート調査

- 対象市町村 179市町村
- 集計結果（自由記載は別途記載）

#### (1) 移譲の進め方について

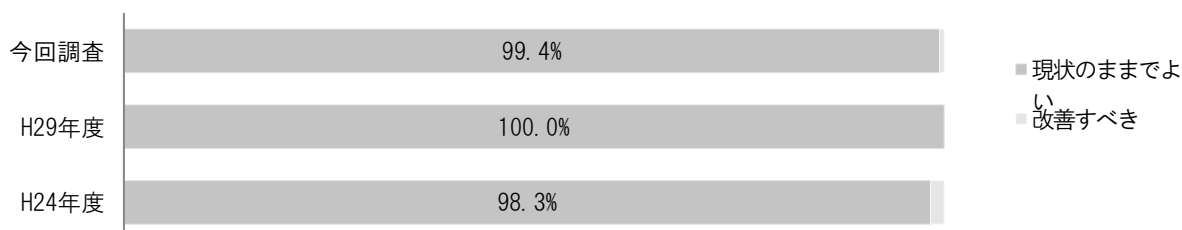
問1 現在の移譲は、希望する市町村に希望する権限を移譲する「手挙げ方式」ですが、この方式についてどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 現状のままでよい	167	93.3%	166	92.7%	156	87.2%
2 全道あるいは規模別の一律移譲にすべき	0	0.0%	1	0.6%	3	1.7%
3 権限により「手挙げ方式」と「一律移譲」を併用すべき	12	6.7%	12	6.7%	19	10.6%
4 その他（自由記載）	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
対象市町村数		179	179		179	



問2 現在の移譲の事務手続きのスケジュールどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 現状のままでよい	178	99.4%	179	100.0%	176	98.3%
2 改善すべき（内容及び理由をご記載ください）	1	0.6%	0	0.0%	3	1.7%
対象市町村数		179	179		179	

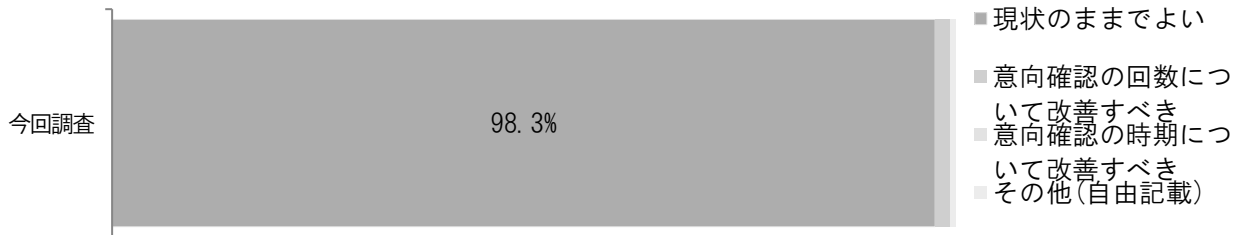


問3 現在の移譲に関する意向確認の方法についてどのようにお考えですか。次の中から3つまでお選びください。

	回答数	割合
1 現状のままでよい	176	98.3%
2 意向確認の回数について改善すべき	3	1.7%
3 意向確認の時期について改善すべき	0	0.0%
4 その他(自由記載)	1	0.6%

対象市町村数 179

(H29年度) (H24年度)  
(設問なし) (設問なし)

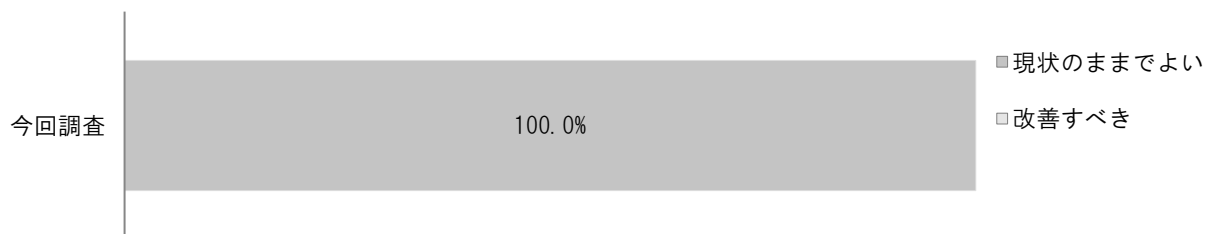


問4 重点推進権限を設定したことについてどのようにお考えですか。

	回答数	割合
1 現状のままでよい	179	100.0%
2 改善すべき(内容及び理由をご記載ください)	0	0.0%

対象市町村数 179

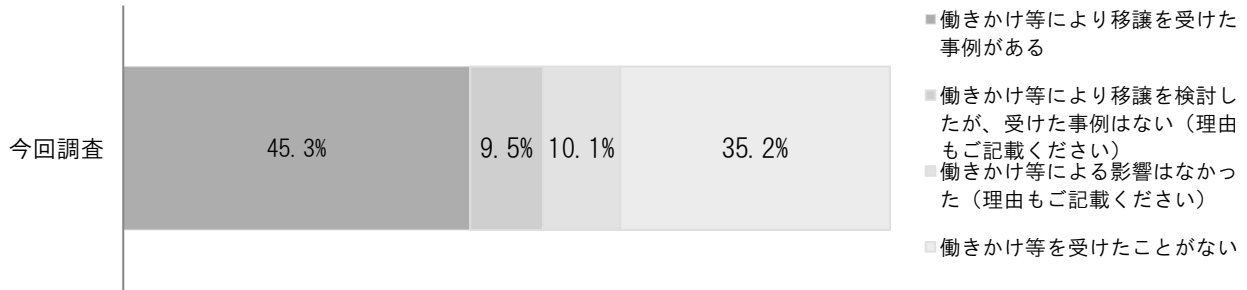
(H29年度) (H24年度)  
(設問なし) (設問なし)



問5 重点推進権限について、道は移譲を推進するために市町村への働きかけ等の取組みを実施しておりますが、これらの取組みが移譲につながった事例はありますか。

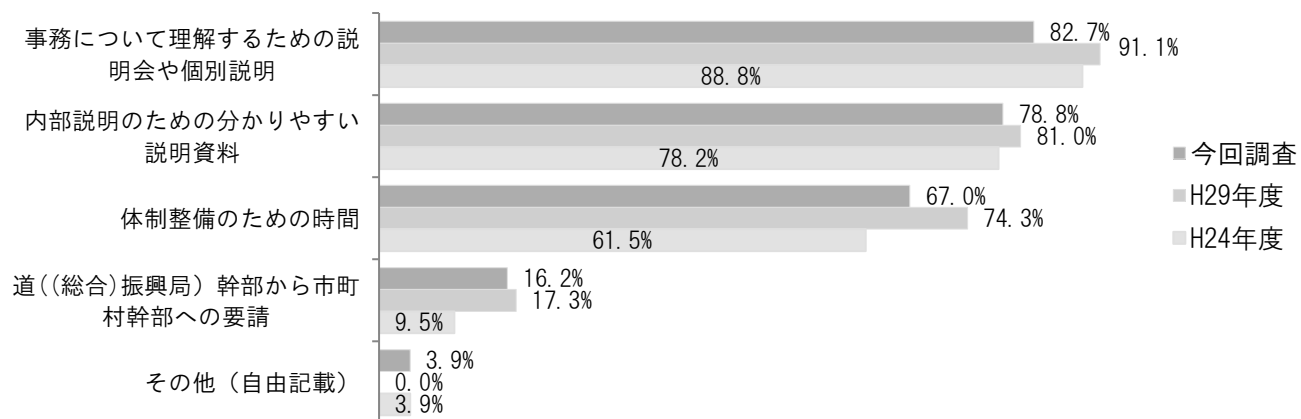
	回答数	割合
1 働きかけ等により移譲を受けた事例がある	81	45.3%
2 働きかけ等により移譲を検討したが、受けた事例はない	17	9.5%
3 働きかけ等による影響はなかった（理由もご記載ください）	18	10.1%
4 働きかけ等を受けたことがない	63	35.2%
対象市町村数		179

(H29年度) (H24年度)  
(設問なし) (設問なし)



問6 法改正等により、既に移譲済みの権限と一体不可分な権限が生じた場合は、移譲を受けていただくよう、道から要請しておりますが、その際に、移譲を受けていただくためには何が必要とお考えですか。

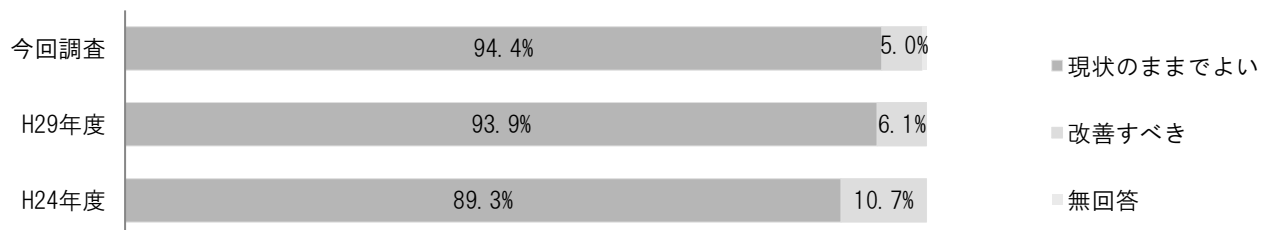
	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 事務について理解するための説明会や個別説明	148	82.7%	163	91.1%	159	88.8%
2 内部説明のための分かりやすい説明資料	141	78.8%	145	81.0%	140	78.2%
3 体制整備のための時間	120	67.0%	133	74.3%	110	61.5%
4 道((総合)振興局)幹部から市町村幹部への要請	29	16.2%	31	17.3%	17	9.5%
5 その他(自由記載)	7	3.9%	0	0.0%	7	3.9%
対象市町村数			179		24	



(2) 権限移譲事務交付金のあり方について

問7 権限移譲事務交付金についてどのようにお考えですか

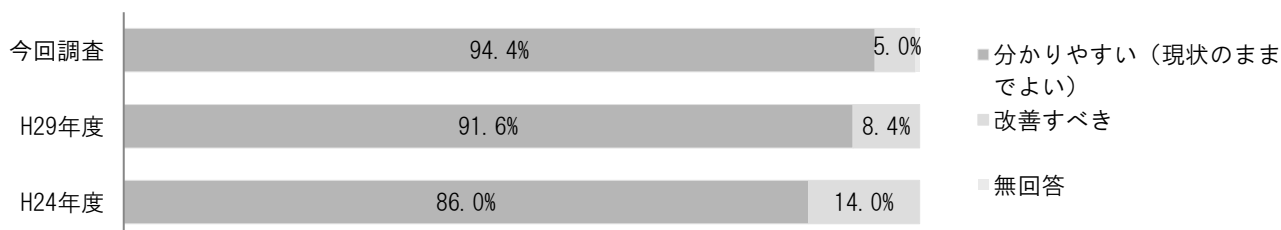
	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 現状のままでよい	169	94.4%	168	93.9%	159	89.3%
2 改善すべき(内容及び理由をご記載ください)	9	5.0%	11	6.1%	19	10.7%
3 無回答	1	0.6%				
対象市町村数			179		178	



(3) 移譲リストについて

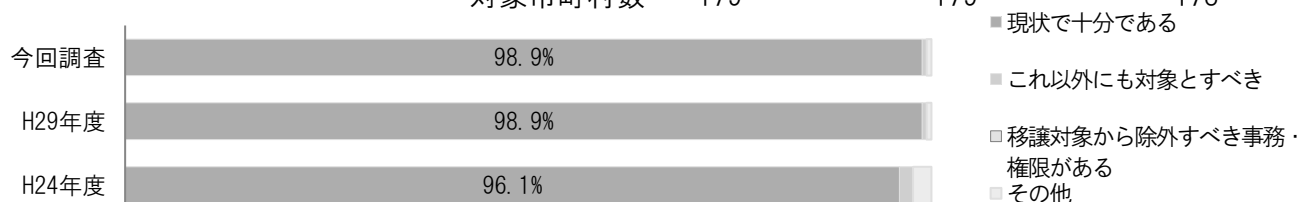
問8 現在の移譲リストの全体の構成や個々の権限の構成・情報等についてどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 分かりやすい（現状のままでよい）	169	94.4%	164	91.6%	154	86.0%
2 改善すべき（理由及び付加して欲しい内容をご記載ください）	9	5.0%	15	8.4%	25	14.0%
3 無回答	1	0.6%				
対象市町村数		179	179		179	



問9 現在の移譲リストで移譲対象としている権限についてどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 現状で十分である	177	98.9%	177	98.9%	171	96.1%
2 これ以外にも対象とすべき（具体の権限等があれば自由記載）	1	0.6%	1	0.6%	3	1.7%
3 移譲対象から除外すべき事務・権限がある	0	0.0%	選択肢なし		選択肢なし	
4 その他（自由記載）	1	0.6%	1	0.6%	4	2.2%
対象市町村数		179	179		178	

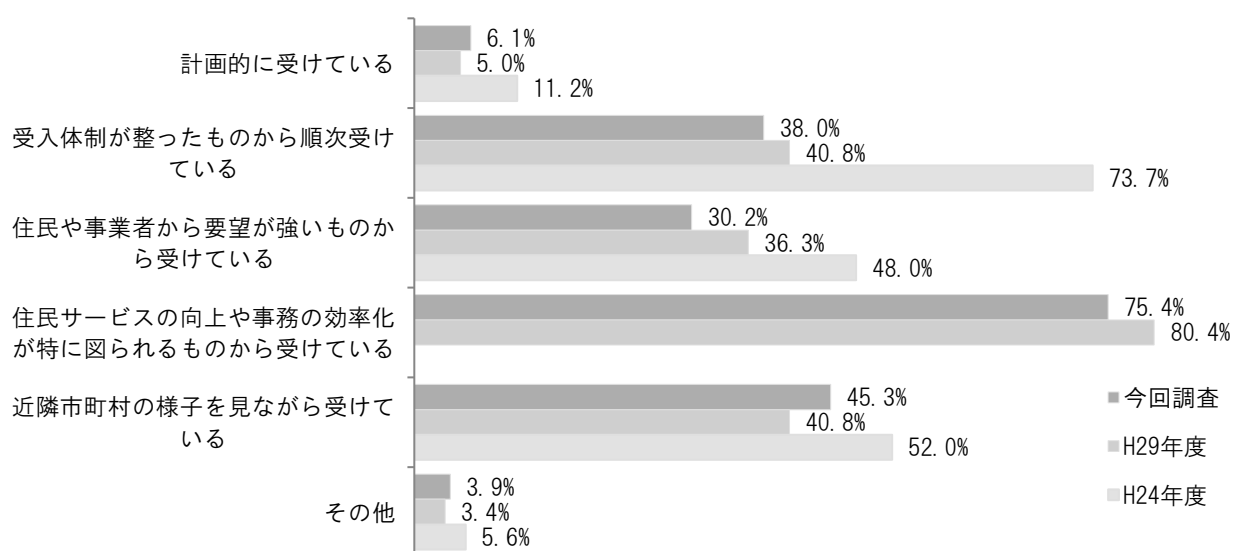


(4) 市町村内部の検討状況等について

問10 どのような方針や考え方で移譲を受けていますか。次の中から3つ以内でお選びください。

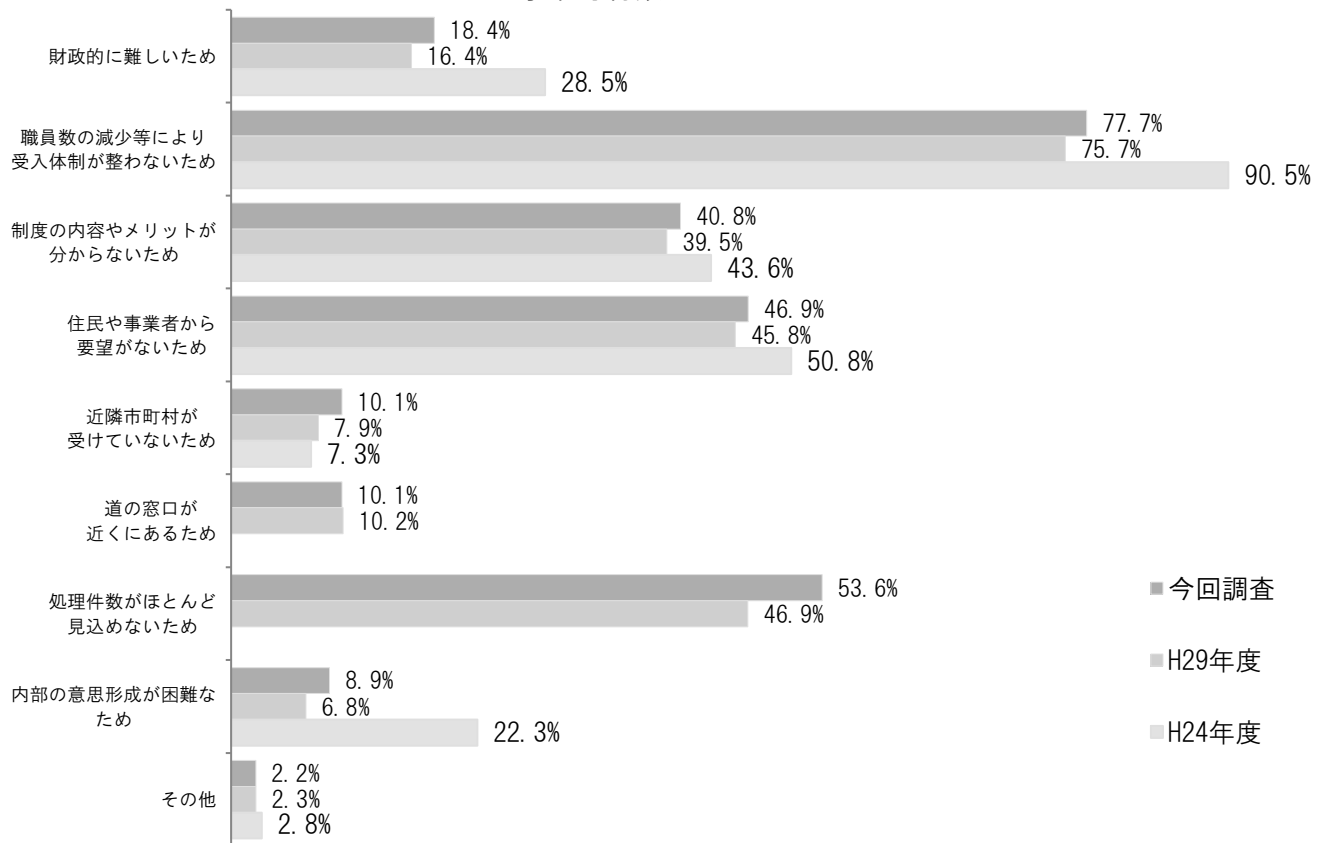
			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 計画的に受けている	11	6.1%	9	5.0%	20	11.2%
2 受入体制が整ったものから順次受けている	68	38.0%	73	40.8%	132	73.7%
3 住民や事業者から要望が強いものから受けている	54	30.2%	65	36.3%	86	48.0%
4 住民サービスの向上や事務の効率化が特に図られるものから受けている	135	75.4%	144	80.4%	(項番なし)	
5 近隣市町村の様子を見ながら受けている	81	45.3%	73	40.8%	93	52.0%
6 その他(自由記載)	7	3.9%	6	3.4%	10	5.6%

対象市町村数 179 179 179



問11 重点推進移譲のうちを受けない権限がある理由についてお答え下さい。次の中から3つ以内でお選びください。次の中から該当するものをいくつでもお選びください。

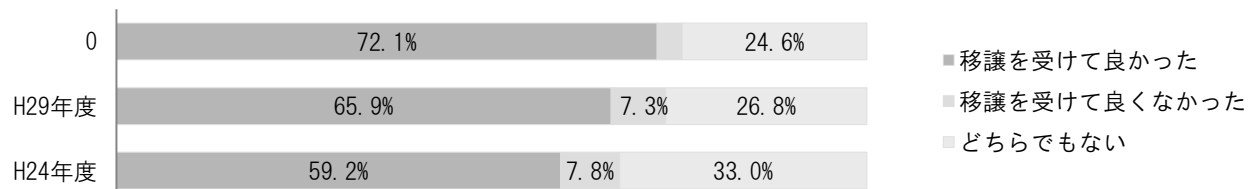
			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 財政的に難しいため	33	18.4%	29	16.4%	51	28.5%
2 職員数の減少等により受入体制が整わないため	139	77.7%	134	75.7%	162	90.5%
3 制度の内容やメリットが分からないため	73	40.8%	70	39.5%	78	43.6%
4 住民や事業者から要望がないため	84	46.9%	81	45.8%	91	50.8%
5 近隣市町村が受けていないため	18	10.1%	14	7.9%	13	7.3%
6 道の窓口が近くにあるため	18	10.1%	18	10.2%	(項番なし)	
7 処理件数がほとんど見込めないため	96	53.6%	83	46.9%	(項番なし)	
8 内部の意思形成が困難なため	16	8.9%	12	6.8%	40	22.3%
9 その他(自由記載)	4	2.2%	4	2.3%	5	2.8%
対象市町村数	179		177		179	



(5) 権限移譲の効果等について

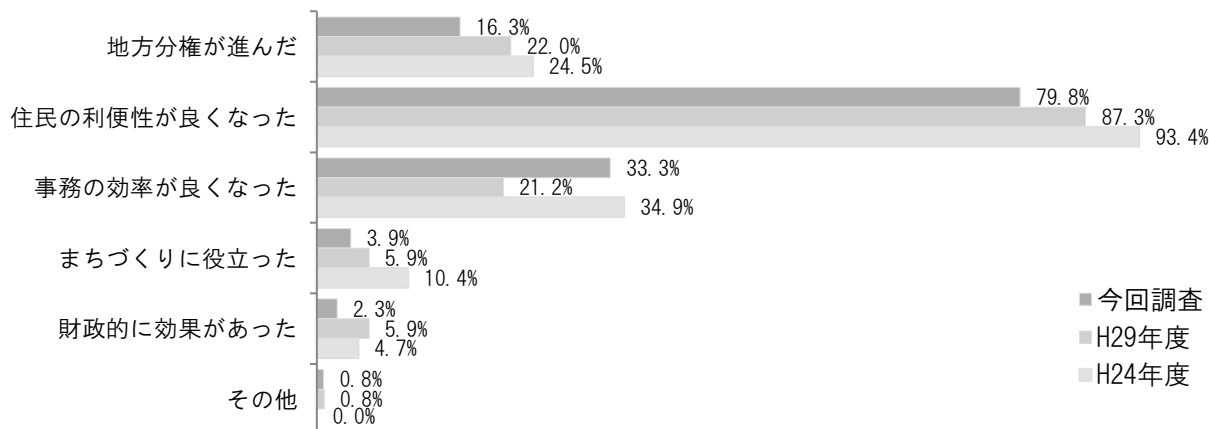
問12 これまでに受けた権限移譲の効果等について、各権限の担当課のご意見も踏まえてお答え下さい。次の中から1つだけお選びください。

			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 移譲を受けて良かった	129	72.1%	118	65.9%	106	59.2%
2 移譲を受けて良くなかった	6	3.4%	13	7.3%	14	7.8%
3 どちらでもない(理由を記載ください)	44	24.6%	48	26.8%	59	33.0%
対象市町村数	179		179		179	



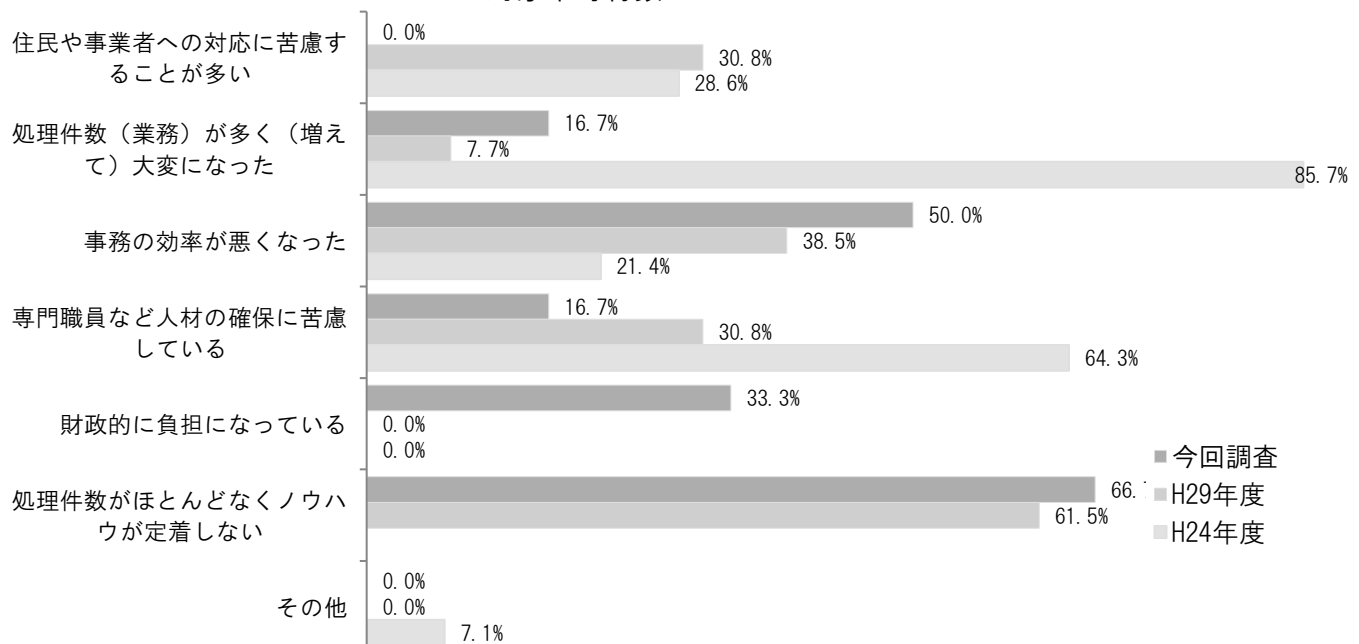
問13 問12で1と答えた方のみお答えください。そのように感じた理由についてお答え下さい。

			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 地方分権が進んだ	21	16.3%	26	22.0%	26	24.5%
2 住民の利便性が良くなった	103	79.8%	103	87.3%	99	93.4%
3 事務の効率が良くなった	43	33.3%	25	21.2%	37	34.9%
4 まちづくりに役立った	5	3.9%	7	5.9%	11	10.4%
5 財政的に効果があった	3	2.3%	7	5.9%	5	4.7%
6 その他（自由記載）	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%
対象市町村数	129		118		106	



問14 問12で2と答えた方のみお答え下さい。そのように感じた理由についてお答え下さい。次の中から3つ以内でお選びください。

			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 住民や事業者への対応に苦慮することが多い	0	0.0%	4	30.8%	4	28.6%
2 処理件数（業務）が多く（増えて）大変になった	1	16.7%	1	7.7%	12	85.7%
3 事務の効率が悪くなった	3	50.0%	5	38.5%	3	21.4%
4 専門職員など人材の確保に苦慮している	1	16.7%	4	30.8%	9	64.3%
5 財政的に負担になっている	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
6 処理件数がほとんどなくノウハウが定着しない	4	66.7%	8	61.5%	(項番なし)	
7 その他（自由記載）	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%
対象市町村数	6		13		14	

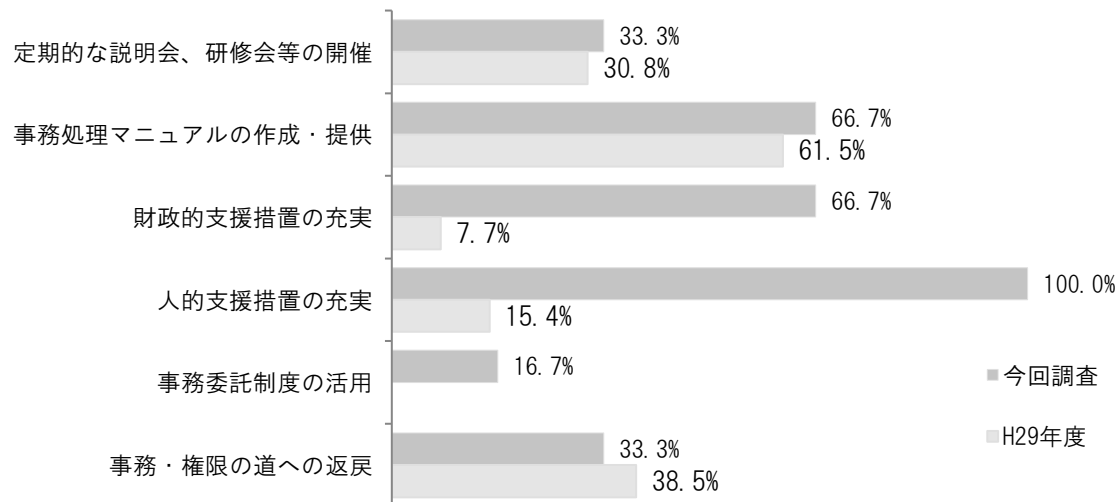




問15 問12で2と答えた方のみお答え下さい。上記のような課題に対して、どのような取り組みが必要とお考えですか。次の中から3つ以内でお選びください。

			(H29年度)		(H24年度)
	回答数	割合	回答数	割合	(設問なし)
1 定期的な説明会、研修会等の開催	2	33.3%	4	30.8%	
2 事務処理マニュアルの作成・提供	4	66.7%	8	61.5%	
3 財政的支援措置の充実	4	66.7%	1	7.7%	
4 人的支援措置の充実	6	100.0%	2	15.4%	
5 相談対応などフォローアップ体制の充実	0	0.0%	4	30.8%	
6 事務委託制度の活用	1	16.7%	0	0.0%	
7 事務・権限の道への返戻	2	33.3%	5	38.5%	
8 その他（自由記載）	0	0.0%	0	0.0%	

対象市町村数 6

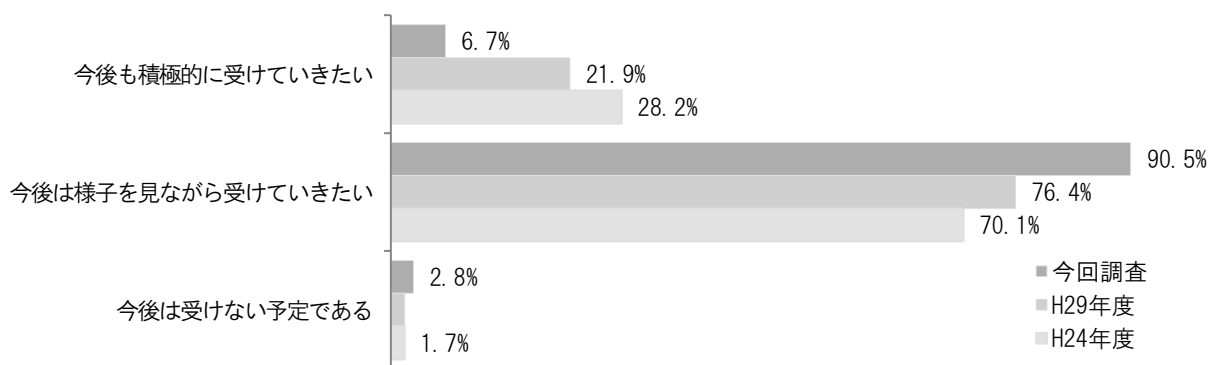


(6) 権限移譲に対する今後の取組について

問16 今後の権限移譲についてどのようにお考えですか。

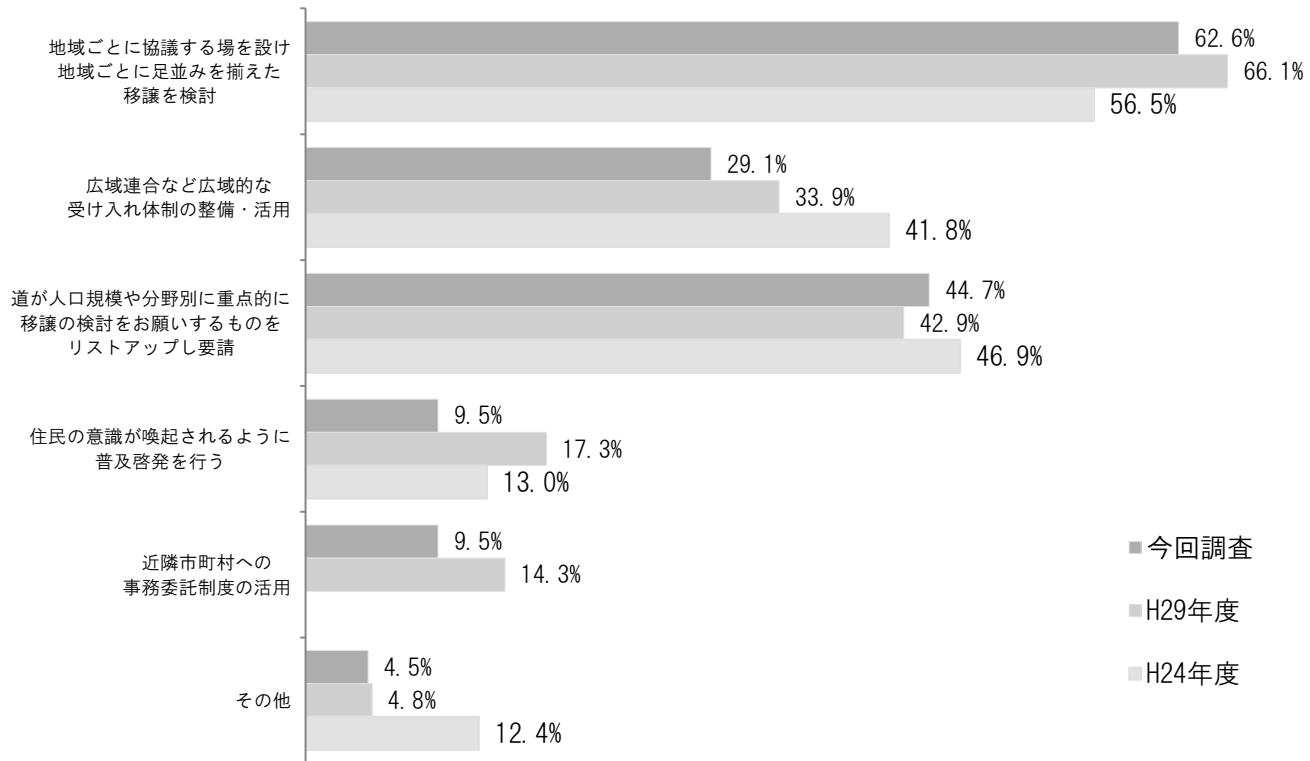
			(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 今後も積極的に受けていきたい	12	6.7%	39	21.9%	50	28.2%
2 今後は様子を見ながら受けていきたい	162	90.5%	136	76.4%	124	70.1%
3 今後は受けない予定である	5	2.8%	3	1.7%	3	1.7%

対象市町村数 179      178      177



問17 道では権限移譲を進めるために、財政的・人的支援を実施していますが、当該支援策以外に有効な取組みについてお考えをお聞かせください。

	回答数	割合	(H29年度)		(H24年度)	
			回答数	割合	回答数	割合
1 各地域ごと（振興局単位等）に協議する場を設けて、地域ごとに足並みをそろえて移譲を検討する	112	62.6%	111	66.1%	100	56.5%
2 広域連合など広域的な受け入れ体制の整備・活用	52	29.1%	57	33.9%	74	41.8%
3 道が人口規模や分野別に、重点的に移譲の検討をお願いするものをリストアップし要請する	80	44.7%	72	42.9%	83	46.9%
4 住民の意識が喚起されるように普及啓発を行う	17	9.5%	29	17.3%	23	13.0%
5 近隣市町村への事務委託制度の活用	17	9.5%	24	14.3%	(項番なし)	
6 その他（自由記載）	8	4.5%	8	4.8%	22	12.4%
対象市町村数 179			177			



問18 個別の事務・権限の移譲等に関する課題・不満や道に対する改善意見、要望等があればご自由にお書きください。  
※3課程度のご回答をお願いします（適宜追加も可）。

（自由記載：別添のとおり）

問19 その他、道から市町村への事務・権限移譲方針に関する事など事務・権限移譲に関するご意見等があれば自由にご記載ください。

（自由記載：別添のとおり）

## 自由記載

問1 現在の移譲は、希望する市町村に希望する権限を移譲する「手挙げ方式」ですが、この方式についてどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

自由記載なし

問2 現在の移譲の事務手続きのスケジュールどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

年度の後半になって移譲事項の追加があった場合、市町村では移譲にあたっての検討期間が十分に確保できない可能性があるため、追加が想定された時点で随時情報提供をいただきたい。

問3 現在の移譲に関する意向確認の方法についてどのようにお考えですか。次の中から3つまでお選びください。

この度の博物館法の改正に係る移譲においては、意向確認と並行して特例条例の改正事務が進められ、実質的に市町村の最終判断を求める内容であったことから、意向確認のあり方について見直しをはかっていたきたい。

意向確認の回数、方法とも適正であると考えます。

意向確認を1回にする

意向確認は年1回で良いと思います。

問4 重点推進権限を設定したことについてどのようにお考えですか。

重点項目が進んで行かなければ、見直す必要があると思われます。

問5 重点推進権限について、道は移譲を推進するために市町村への働きかけ等の取組みを実施しておりますが、これらの取組みが移譲につながった事例はありますか。

近隣自治体の動向を踏まえて、検討したところ、権限移譲の提案に至らなかった。
住民サービスの向上、事務の効率化、人員不足問題等、様々な視点から検討した結果、受け入れられないと判断。
把握できていない。
周辺市町との足並みをそろえたいため
当該移譲にかかる業務が本町で発生する見込みが無いため
道からの働きかけの有無に関わらず、住民サービスの向上や事務の効率化が特に図られるものについては受入れを検討するため。
必要な人的体制が構築できないため
事務対象者が少ないこと及び近隣に総合振興局があるため事務を行う必要性を感じないこと。
町内整理がうまくいかなかったため。
現在の体制で移譲を受けることは、困難であり、他のサービスに支障をきたす恐れがあるため。
担当課も同席して説明を受けたが、事務を受ける際の体制、事務の内容、受理件数などから受け入れに繋がらなかった。
所管課より要望がなかった
体制が整ったものから移譲を受けているため
一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務について、移譲を検討したが、証明写真撮影のために必要な施設が町内にないため、移譲を見送った。
道の働きかけにより移譲を受けたかを確認し難く、わからない
本市では、理事者の意向もあり、可能な権限は可能な限り受けてきたため、道からの働きかけで移譲に繋がったという事例はないと考えられる。
移譲によるメリットがわかりづらいため
移譲を検討した事例がないため
振興局の窓口が市内にあるため
町民からの要望がなく、処理件数も見込めなかったため。
働きかけによる事例がないため
働きかけ後に検討したが、所管課での必要性に迫られておらず、具体的な段階に至っていない。
現在移譲を受けている権限で不都合がないため
業務多忙により受け入れ体制が整わなかった。
働きかけに対して、特段取扱いに対し、変更等なかったものと捉えている
現状の業務量等を鑑みて、移譲を受けられる状況では無い。
職員数の減少等により受入体制が整わないため。
働きかけを受けた経過は残っているが、それが理由で受けたか判断できない。
現体制による運用が望ましいと判断したため。
窓口課への働きかけがあっても担当課の意向があるため、お知らせにしかならない。また、業務増の要素があるため、人口減少が進み職員が減っていくなか、簡単には受け入れができるものではない。
旅券発給に関して、地元でのパスポート申請可により申請者への交通費、移動時間などの大きな負担軽減に繋がること、又地元の住民窓口で関連手続きが一括で行えるなど、住民サービスの向上効果が大きいと思われた。
事務負担の増加が懸念される。また、当市においては振興局が市内にあるため、市民の利便性の向上についても、大幅な影響はないと考える。
検討はしたが、人的体制等も踏まえて、受けた事例はない。
平成19年4月に町が策定した事務・権限移譲方針において積極的に権限移譲の推進を行うこととしており、策定時に可能なものは移譲を受けているため、道からの働きかけによる影響はない。

問6 法改正等により、既に移譲済みの権限と一体不可分な権限が生じた場合は、移譲を受けていただくよう、道から要請しておりますが、その際に、移譲を受けていただくためには何が必要とお考えですか。

特に、法改正等により新たに生じる権限については、貴道における実務経験がないまま移譲を受けることとなるため、具体的な事務処理についての説明や想定事務量に応じた交付金への反映など、円滑な移譲についてご配慮をいただきたい。

権限移譲事務交付金の拡充

所管課での理解を深めるため

分かりません

人的支援

業務に対応するための人件費を含めた十分な財源が必要と考えます。

人口減少が進み職員が減っていくなかでの移譲事務となるため、単純に業務増となる。DX化などを図り、システムで処理できる体制整えるなど、業務のスリム化を図ってから市町村へ移譲すべき。

問7 権限移譲事務交付金についてどのようにお考えですか

1件当たりの処理単価の底上げ

事務交付金の単価が安価である。基礎分等を設定し最低交付金を確保してほしい。

昨年、令和4年10月14日付けで室蘭保健所長名により「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」の一部改正についてという件名で、本市の墓地埋葬法ご担当部署に通知がありました。

要綱の改正により、単価が減額となっていたものになりますが、業務内容が軽減されていないのになぜ単価が減額となるのか。ただでさえ労務単価も経費等も値上がりしている状況で理解できないものでありました。

明確なルールをもとに算定していただければ問題はないのですが、昨今の燃料代高騰などの社会情勢を勘案すると疑問があるところでありましたので、自治体に対してわかりやすい説明をお願いしたいです。

処理件数が少ない事務等についても、権限移譲されているだけで事務負担があるため、処理件数での交付金の他に、移譲権限ごとに共通経費としての交付金も交付してほしい。

昨今の物価高騰や賃上げの状況を踏まえ増額を願いたい

人件費見合いは理解するが、諸経費分（機器の購入、リース等）について、改善を望みます。

労力と単価が見合っていない（実際の手続以外の調整費が掛かっている）

現行の算定方式では、体制強化のため増員に対応できるだけの十分な額となっておらず、現行人員の事務負担増になっているためです。

権限移譲事務については、交付金の歳入も勘案して移譲を受けているため、交付金の単価が減額になる場合は、理由を含め事前に周知すべき。また、単価の積算は年度の人件費となるため変動は致し方ないが、それ以外の要素で減額は本来あり得ないものとする。

問8 現在の移譲リストの全体の構成や個々の権限の構成・情報等についてどのようにお考えですか。

法令名と最小基本単位の記載だけでは、事務の内容が把握できず、市の所管部署が特定できない。
本市が移譲を受けている事務がリストから読み取れない。
今年度から担当になったが、リストの見方の説明がないため、理解できない部分が多い。市町村別のリストについては市町村欄の数値が、権限数とイコールならわかりやすいが、多いもの、少ないものがある。
少ないものは一部だけ移譲なのだと想定するが、数字のみなので、どの項目なのかがリストからは読み取れない。
多いものについては理解できない。
正直なところわかりづらいリストの構成だと思います。毎年、各担当より権限移譲のリストの提供を求められるので、提供しますが、担当もそのような反応です。
数字だけの場合やそこに「法」〇〇が加わる場合、「*」表記の場合、着色表記の場合など、リストの構成もそうですが、市町村欄の記載内容がぱっと見で理解しづらいです。権限移譲を受けている合計件数を別途追加するなど、見やすいものに改善していただきたいです。
また、権限移譲リストにそれぞれの業務の1件当たりの単価などが記載されていると良いかもしれませんね。また、前年度や前々年度との件数の比較などができるように過去何年かの情報が記載されているとなお良いかなと思います。
関係部署が多岐にわたるため、一体的に把握できない部分がある。
市町村別のリストにおいて、現時点で市町村が受けている権限数の表記を「法定〇/△、特例◎/△」などという表現にしていただけると、移譲実態がより把握しやすいと考えます。
移譲リストに記載されている事務の詳細を全て市町村で調べる必要があるため、添付すべき。
内容に特段の問題は無いが、見やすさを求めて常に改善すべき
現行のリストでは事業内容やスキームなどがわかりにくいいためポンチ絵などで表示していただくとイメージしやすくなると思います。
単価の前年対比が分かるよう、修正をお願いしたい。

問9 現在の移譲リストで移譲対象としている権限についてどのようにお考えですか。次の中から1つだけお選びください。

受入可能なものは既に受入しており、その他既存の事務権限については、なかなか検討も進まない。
---

問10 どのような方針や考え方で移譲を受けていますか。次の中から3つ以内でお選びください。

必要性が生じた場合に検討する。
当市では、以下の4つの要件をすべて満たすものを事務・権限移譲の対象としている。
①市民サービスの向上や事務の効率化につながるもの
②行財政改革を推進する観点から、人員配置の必要がないもの
③現行業務と密接に関わりのあるもの
④財政的に影響がないもの
働きかけにより要請を受けたとき、内部検討し受けている
北海道からの要請
特定の方針、考え方はありません
本市では、受けられる権限の大部分は移譲を受けてきたため、今後、移譲を受ける権限が増えていくことは想定していない。
都度判断している。

問11 重点推進移譲のうちを受けない権限がある理由についてお答え下さい。次の中から3つ以内でお選びください。次の中から該当するものをいくつでもお選びください。

農地等の転用許可等に関する事務。当該事務は、市内の他事例はもとより他市町村の事例とも同じ基準で公平に運用される必要があるため、道が担うべき性格の権限と考えます。
事例の発生見込みがなく、移譲の必要性を感じない。
(4) 問10で挙げた要件に基づき判断しているため。
資格を有する職員の配置が必要となる事務
北海道が行うことが望ましいため。

問12 これまでに受けた権限移譲の効果等について、各権限の担当課のご意見も踏まえてお答え下さい。次の中から1つだけお選びください。

効果検証をしていない。
事務件数等も少ないため、効果までは不明。
住民サービスの向上にはつながっていると思うが、人員が減っている中で職員の業務負担の増加が否めないため。
旅券法などは住民からも良かった。という声もある一方で、有料老人ホームの関係については立入検査など業務が頻雑になることもあり、両方の面がみられる。
影響がなかったため。
把握していない。
メリットとデメリットが同程度あり、どちらとも言えないため。
効果を検証していない。
市民サービスの向上につながるような移譲について、検討しながら移譲を受けていきたく、移譲により地方分権や住民の利便性向上に効果があったものもあるが、事務によっては市の業務量の増加や専門性が上がり苦慮する面もあるため。
屋外広告物の許可等に関する事務の権限移譲によって、Fビレッジ開業に向けた柔軟な対応ができるなど地域の課題解決に向けて一定程度効果があった。
事務が増加する面もあるが、移譲により発生する処理件数は少ないケースがほとんどであり大きな影響は感じていない
件数が少ないケースが多いため
役場で評価するものではないと考えるため
移譲を受けて事務効率が改善された部署もあれば、処理件数がほとんどないためノウハウが定着しない、事務効率が悪くなった、というところもあり、部署や事務の種類によるところが大きい。
権限移譲がなければ都道府県と手続きをしなければならぬものが、市役所窓口で実施できることで、確実に住民サービスの向上につながっている。
住民の利便性が良くなったものもあるが、処理件数がほとんどなくノウハウが定着しないものもあるため。
処理件数が少なく、効果の分析が困難なため
事務作業量は増えるものの、交付金が充当されるため
効果を検証していない
処理件数の多い権限（旅券等）については、良かったが、数年に1度程度しかない権限についてはメリットを感じない。（負担となっている）
申請する方々にとって、窓口が近くなったことはとても良いことだと思う。
住民の利便性向上が図られた業務がある一方で、実務を担う職員はこれ以上の事務負担には耐えられない。
処理件数がほぼないにも関わらず知識を有した職員を配置する必要があり、人材確保やノウハウの定着に苦慮している。
町民サービスの向上に繋がる一方で、職員数が減少する中であって、職員の業務負担が増加している。
特に意見がないため。
住民サービスの向上に繋がる可能性があるものの、業務負担増の実態もある。
権限移譲を行ったことで、町民のニーズに素早く対応できるようになった。
空港関連事務や漁港管理条例に関する事務など事務の効率化につながる事務はあるが、権限移譲事務の多くは処理件数がほとんどないため
住民の利便性が高まったが、職員の負担も増加した。
住民の利便性の効果はあるかと思うが、担当職員としては、処理件数も少ないことや、人事異動もありノウハウが定着しないため、どちらとも言えない。
サービス向上の観点からは受けて良いと思うが、手続の手間はコストに見合った状況ではないと感じるため、最終的には住民の負担につながる可能性がある。
住民の利便性は良くなったが、業務量が増えたため。
「良かった」「良くなかった」と判断する理由がないため
それぞれの権限によるため
旅券法など、市民サービスの向上が図られた一方で、市の職員数減少により、それぞれの権限に対する職員の負担が増している状況にある。そうした状況を踏まえ、どちらでもないと、として回答。
旅券の発給申請などは、住民の不便解消に繋がり、サービス向上を図ることができていると感じるものの、他の移譲事務では広く住民のためにという効果が見えづらいため。
一般的に処理件数が少なく、直接的な効果が見られない。
権限移譲の要望がないため
処理件数がほとんど無い、もしくは少ないため
移譲を受けてよかったのか、悪かったのか検証等できていないため、どちらともいえない

問12 これまでに受けた権限移譲の効果等について、各権限の担当課のご意見も踏まえてお答え下さい。次の中から1つだけお選びください。

移譲により住民サービスの向上につながった部分があった一方で、職員の負担増になっており良し悪しの評価をしにくいからです。  
 町民の利便性という面でのメリットはあるが、職員を増員するほどの業務ではないため、担当あたりの業務量が増えてしまう。  
 受付体制が市町村になることにより、住民等はメリットがあるが、権限を受ける側（市町村）としては、事務処理件数が少ないものもあるため、メリットがあったとは言い難い。様々なケースがあり一概には言えない。  
 権限を受けた効果について担当課より意見を頂いたことがない。  
 移譲を受けても実績のないものもあり、その部分については、実績をもとに効果等について検証が必要と考える。  
 市町村の事務と一体的に実施すべきものもあるが、事務負担の増加となっているものもある。住民の利便性が良くなり関係部署間での情報共有も容易になったが、処理件数が多いものは負担となる。  
 処理件数がほとんど見込まれないものはノウハウが定着しない。  
 事務の内容によっては北海道が行った方が効果的なものがある（住民等への指導など）

問13 問12で1と答えた方のみお答えください。そのように感じた理由についてお答え下さい。

住民の負担が減った一方で職員の負担は増加している。

問14 問12で2と答えた方のみお答え下さい。そのように感じた理由についてお答え下さい。次の中から3つ以内でお選びください。

自由記載なし

問15 問12で2と答えた方のみお答え下さい。上記のような課題に対して、どのような取り組みが必要とお考えですか。次の中から3つ以内でお選びください。

自由記載なし

問16 今後の権限移譲についてどのようにお考えですか。

受入体制や住民の要望の状況により判断したいため。  
 移譲事業の内容次第だと思う。  
 移譲を受ける所管部署と合意形成を図った上で受けることが必要なため。  
 地域からの要望が現時点では特にないため  
 市民や市にとって有用なものは積極的に取り入れていきたい。  
 人員不足のため  
 処理件数が少ないことが見込まれるため  
 受け入れ体制等、担当課の準備も必要となるため。  
 従前と同様、権限移譲については(4)問10の考え方にに基づき適切に判断していく。  
 体制や近隣自治体の状況を鑑みながら受入を行うため  
 問14で回答したとおり、事務の量が増えることで業務全体の効率が悪くなることから、内部体制の状況を見ながら受けることとしたい。  
 住民や市にとってメリットがあるのかどうか見極めた上で移譲を進めたい。  
 事務軽減につながるため  
 問10でも記載したが、本市では、受けられる権限の大部分は移譲を受けてきたため、今後、移譲を受ける権限が増えていくことは想定していない。  
 既存職員の中途退職の増と新規採用職員の確保困難から欠員が生じ、一人当たりの事務量が大幅に増えているため、住民サービス向上を考慮しながらも、慎重に検討していきながら必要な権限は受けていく必要があると考えるが、その効果を図りながら検討していく必要があると考えるため。  
 住民サービスの向上は重要であるが、人員不足等の受入体制とのバランスも考えなければならない。  
 職員数等の問題（業務に必要な専門的知識の習得を含む）から受け入れ体制を整えることが容易ではないため、住民や事業者からの要望等の様子を見ながら進めていきたい。  
 今後の状況に応じ、事務の必要性等を踏まえて検討するため。  
 移譲内容について、今後の住民サービス向上度合、現行業務への影響等、多角的に精査する必要があるため。  
 本町の財務、人的体制や他町の動向、町民の利便性向上等を総合的に検討し判断していきたい。  
 受けることが可能な事務は既に移譲を受けているため。



問17 道では権限移譲を進めるために、財政的・人的支援を実施していますが、当該支援策以外に有効な取組みについてお考えをお聞かせください。

特になし。
市町村にとって移譲を受けるメリットがある仕組みにし、市町村に説明する。
分かりません。
権限移譲を受けることにより、市町村にどのようなメリットがあるのかを具体的に示すとともに、各市町村の負担が増すことは確実なので、それらに対するフォローアップ体制等があるとよいと考える。
欠員状況下での積極的な権限移譲においては、人的支援以外の有効な取組はないと考えます。
実際に事務を所管する部局から、当該事務を担当する町の担当者へ、直接移譲のメリット等を説明いただくことが有効かと考えます。
人口減少が進み職員が減っていくなかでの移譲事務となるため、単純に業務増となる。DX化などを図り、システムで処理できる体制を整えるなど、業務のスリム化を図ってから市町村へ移譲を進めてほしい。

問19 その他、道から市町村への事務・権限移譲方針に関する事など事務・権限移譲に関するご意見等があれば自由にご記載ください。

移譲後の実務実態については適切にフォローアップいただくとともに、人口減少・超高齢社会を見据え、今後は道による権限の引き揚げもご検討いただけるとありがたい。
過去に権限移譲を受けた一部事務において、移譲後の町の人口規模の減少や対応職員数の減少等に伴い、専門的な職員配置等が困難となる傾向にあるため、町の実情に応じて、特例的に一部の権限事務を「返上」する事が可能となる仕組みの検討について要望します。
人口減少が進み自治体職員も減少していくことから、マイナンバーを活用する等し、電子的に手続きできるものを増やしていくことが必要と考えます。

問18 個別の事務・権限の移譲等に関する課題・不満や道に対する改善意見、要望等があればご自由にお書きください。

権限名	課題・不満、改善意見、要望等
有料老人ホームの設置等に関する事務	有料老人ホームの関係については立入検査など業務が頻雑となることに加え、広域に及ぶこともあり、統一的な対応が必要な場合もある。
浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務	業務のもととなる浄化槽台帳等の情報が移譲の時点で整備されておらず、現在もその影響が残っている。 移譲した後であっても、実務に沿った迅速・的確なアドバイスを継続して欲しい。
「中小企業等協同組合法」に係る執行業務	現状、届け出を受理するといった業務だけであるため、特段トラブルもなく行えていることから、現状を維持する形で良いと思う。
浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務	移譲を受けた結果、住民や事業者への対応に苦慮することや、処理件数が多く大変になることが増えた。 移譲事務に対する事務処理マニュアルの作成・提供を行ってほしい。
都市計画の決定に係る試掘等の許可に関する事務	ほとんど実績がなく、ノウハウの構築が難しいことから研修会等を実施していただけるとありがたい。
農地等の賃貸借の解約等に関する事務 農地等の転用許可等に関する事務	農地転用許可事務は処理件数が多く、市町村のみで手続きが完結することで事務処理の効率化と負担軽減ができているため。
浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務	令和3年度に浄化槽台帳の権限移譲を受けたが、既に浄化槽台帳の管理を市で行っていたため、変化があまり感じられなかった
特定非営利活動促進法	疑義等があった際は迅速に対応していただいております。感謝しております。
一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	申請時の氏名について、氏名によってローマ字表記を選択できる例があり、対応に苦慮することがある。
甲種漁港施設の利用の届出の受理等に関する事務	プレジャーボート使用料について、利用者より届出を受けてから、使用許可を出すまでの事務手続きについて、審査、決裁行為等、多くの時間を要し、1日の業務の大半を費やす事もある。一方、PB使用料ほど事務処理に時間を費やさない漁船・施設利用料について、毎年漁船の減少により利用料が減少しており、権限移譲事務として全体の作業量は変わらないものの、交付金が減少していることから、算定に係る単価の見直しを検討願いたい。 また、受理等に関する事務のみ権限移譲されているが、それに伴い、不正利用等に対する対応も発生しているのが実情である。 しかし、相談や報告を受けても是正できる権限もないため、対応に苦慮している。 さらには、申請の際に、施設の修繕要望が細かく伝えられるが、こちらも対応はできず、北海道へ引き継ぐも件数も多く、多くの時間を費やしている。 管理は北海道、許可や相談窓口が市となっているので、道による一元管理・対応を検討してほしい。
屋外広告物の監督に関する事務	事例がほとんどなく、ノウハウが蓄積されない
屋外広告物の許可等に関する事務	屋外広告物許可事務（屋外広告物法、北海道屋外広告物条例）の手数料は権限移譲されている自治体が受けることとなっていますが、道のHPの「許可申請等の書式」ページ（ <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/shinyoushiki.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/shinyoushiki.html</a> ）に北海道収入証紙貼付用紙があり、そこにその旨記載がないことから、誤って証紙を購入して申請する事例がありました。 つきましては、権限移譲の有無によって手数料の支払い方法が違う旨、様式をダウンロードするときにも申請者がわかるよう周知をお願いいたします。
農地等の賃貸借の解約等に関する事務等	法改正に沿った事務対応フローを提示して頂きたい。

問18 個別の事務・権限の移譲等に関する課題・不満や道に対する改善意見、要望等があればご自由にお書きください。

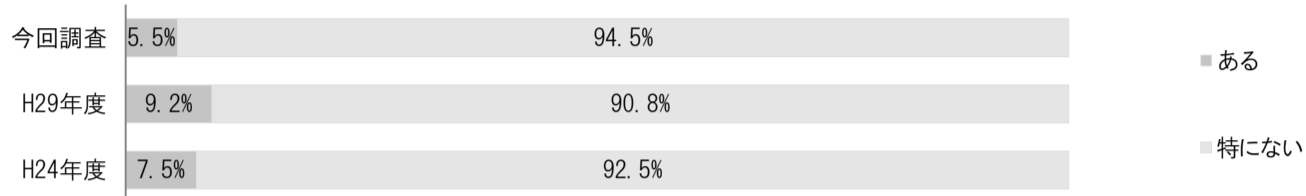
一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	窓口で旅券の申請を受け付ける際、処理方法に苦慮する場合があります、対応に時間がかかるため、サポート専用の窓口を設けていただきたいです。ほかの業務もあり、マニュアルを読み込む時間が確保できないので、新任者向けの基本的な研修も行っていただきたいです。
北海道漁港管理条例	交付金の金額に内訳（漁船・用地等）が欲しいと思いましたが、追加していただけると幸いです。

## (2) 旅券法事務関係

- 対象市町村 179市町村
- 集計結果（自由記載は別途記載）

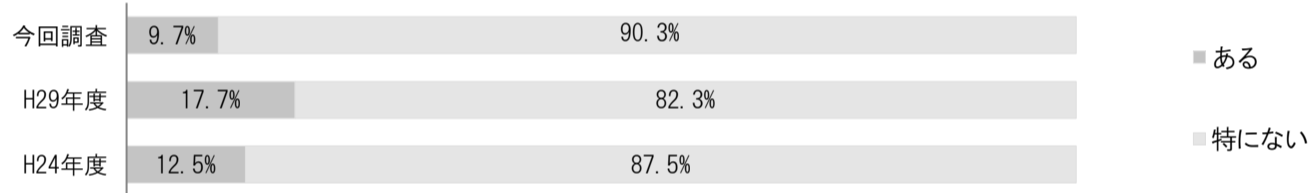
問1 貴市・町・村が旅券窓口サービスを実施している中で独自に行っている窓口サービスがありましたらご記入願います（例えば、窓口の複数設置、申請時間の延長、休日交付など）。

	今回調査		(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ある	8	5.5%	13	9.2%	9	7.5%
2 特にない	137	94.5%	129	90.8%	111	92.5%
対象市町村数		145	142		120	



問2 貴市・町・村で旅券窓口サービスを実施している中で、課題や問題点、要望事項などがありましたらご記入願います。

	今回調査		(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ある	14	9.7%	25	17.7%	13	12.5%
2 特にない	131	90.3%	116	82.3%	91	87.5%
対象市町村数		145	141		104	



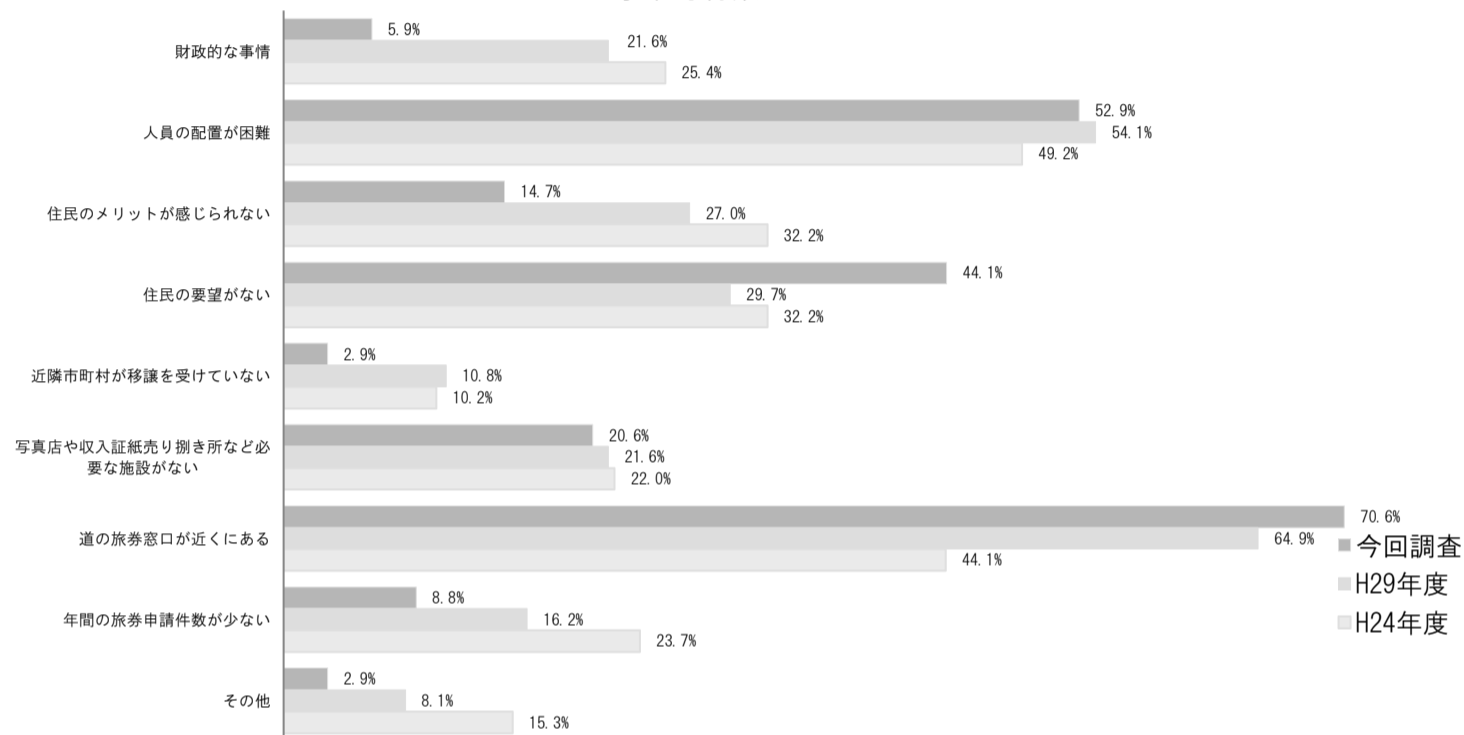
問3 貴市・町・村がこれまで旅券事務の移譲を受けていない理由について該当するものがあれば次の中から3つまでお選び

	今回調査		(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 財政的な事情	2	5.9%	8	21.6%	15	25.4%
2 人員の配置が困難	18	52.9%	20	54.1%	29	49.2%
3 住民のメリットが感じられない	5	14.7%	10	27.0%	19	32.2%
4 住民の要望がない	15	44.1%	11	29.7%	19	32.2%
5 近隣市町村が移譲を受けていない	1	2.9%	4	10.8%	6	10.2%
6 写真店や収入証紙売り捌き所など必要な施設がない	7	20.6%	8	21.6%	13	22.0%
7 道の旅券窓口が近くにある	24	70.6%	24	64.9%	26	44.1%
8 年間の旅券申請件数が少ない	3	8.8%	6	16.2%	14	23.7%
9 その他	1	2.9%	3	8.1%	9	15.3%

対象市町村数 34

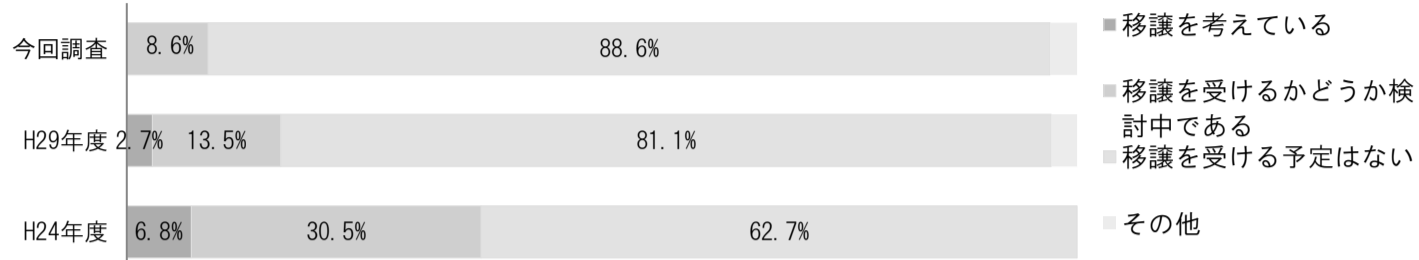
37

59



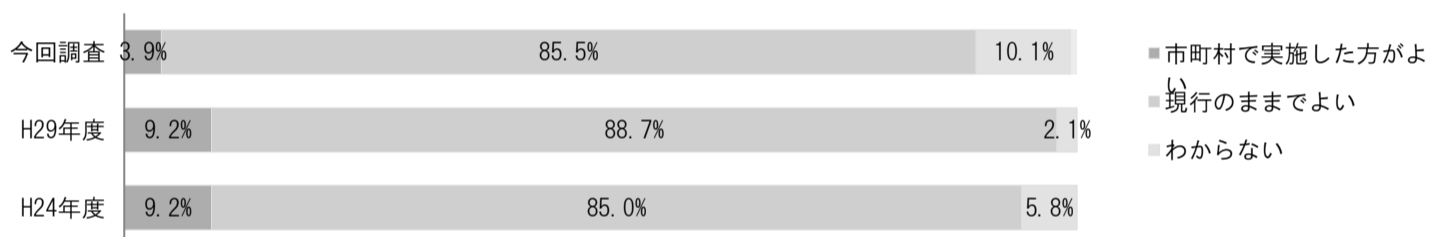
問 4 旅券事務の移譲について、貴市・町・村のお考えを次の中から1つお選びください。また、「1」の移譲を考えている場合は、その時期や手法についてもお聞かせください。

	今回調査		(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 移譲を考えている	0	0.0%	1	2.7%	4	6.8%
2 移譲を受けるかどうか検討中である	3	8.6%	5	13.5%	18	30.5%
3 移譲を受ける予定はない	31	88.6%	30	81.1%	37	62.7%
4 その他	1	2.9%	1	2.7%	0	0.0%
	対象市町村数 35		37		59	



問 5 現在、通勤や通学などを理由に住民登録地以外で申請を行ういわゆる「居所申請」や修学旅行の団体申請などについては、北海道パスポートセンターや各総合振興局・振興局で行っていますが、住民サービスの向上を図る観点から、これらの業務についても移譲市町村で実施すべきとお考えですか。次の中から該当するものを1つお選びください。

	今回調査		(H29年度)		(H24年度)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 市町村で実施した方がよい	7	3.9%	13	9.2%	11	9.2%
2 現行のままでよい	153	85.5%	126	88.7%	102	85.0%
3 わからない	18	10.1%	3	2.1%	7	5.8%
4 無回答	1	0.6%	未集計		未集計	
	対象市町村数 179		142		120	



問 6 旅券事務全般について、ご意見やご要望などがありましたらご記入願います。

(自由記載：別添のとおり)

## 自由記載

- 問1 貴市・町・村が旅券窓口サービスを実施している中で独自に行っている窓口サービスがありましたらご記入願います（例えば、窓口の複数設置、申請時間の延長、休日交付など）。

休日、夜間交付
毎週木曜日の窓口開庁時間延長（～19:00）
毎週日曜日の休日交付（9:00～正午）
通学等で開庁時間に受け取りに来られない場合、事前に問い合わせがあれば、申請時間を延長して対応している。
申請については、本庁舎以外に総合支所、支所、出張所でも受付している。
交付については、本庁舎以外に総合支所でも受付している。
近隣の町とともに、申請や交付事務については、紋別市に委託している。当村においては、問い合わせがあった際に窓口の紹介やパンフレットや用紙の配付を行っている。
毎週火曜日のみ、役場本庁及び支所の交付時間を19時まで延長している。
窓口の複数設置を実施している（支所2施設）

- 問2 貴市・町・村で旅券窓口サービスを実施している中で、課題や問題点、要望事項などがありましたらご記入願います。

職員の削減や異動、兼務等で、事務に精通している職員がいない。今後始まる電子申請やパスポート申請数等が新型コロナウイルス流行前の水準に戻った時の窓口対応が課題である。
人事異動により頻繁に担当者が変わるため、新任者への業務引継ぎが容易にできていない。
R5.11の新庁舎移転に伴い、休日交付の在り方、収入印紙・北海道収入証紙の売りさばき所を確保できないこと等、検討課題が多い。
隣町の委託を受け業務を行っているが、住民票の添付が必須になっている。統合端末で確認することで省略できないか。
今後施行されるオンライン申請に係る機器の整備等、機器の新規導入、更新についても補助等の措置をお願いしたい。
申請から交付までの実務研修を実施してほしい。
職員の入れ替わりにより受付経験のある職員がいなくなり、引継ぎがうまくいかないため部分的に受付で不備が起こる。そのため初任職員研修等の実施を希望する。
ほとんど来客がないため、ノウハウが育たない
令和5年3月の法改正に伴う申請様式の変更など、本来業務の繁忙期と重なり、少ない人員の中で対応せざるを得ず、苦慮している。
道から移譲を受けた上で窓口業務を美幌町に委託しており、件数もかなり少ないため業務の実態がほぼ無いのが現状です。
限られた人員の中で専門的な知識を必要とする業務なので一人一人の負担が大きくなってしまう。
障がい者の代筆など、マニュアルの通り受付しても、マニュアルに記載がない部分で指摘を受けることがあるので、必要なことはマニュアルに記載してほしい。
旅券事務について細かくマニュアルが示されているもののボリュームがあり、普段受け付けない事例等があった場合、窓口対応中にマニュアルから探し対応するのに時間がかかる。効率的に処理するためにもシステム化し検索機能を持たせるなどの工夫がほしい。

- 問3 貴市・町・村がこれまで旅券事務の移譲を受けていない理由について該当するものがあれば次の中から3つまでお選びください。

地域が分散化しており、市役所までの交通機関が確保されていない。
---------------------------------

問4 旅券事務の移譲について、貴市・町・村のお考えを次の中から1つお選びください。また、「1」の移譲を考えている場合は、その時期や手法についてもお聞かせください。

担当となるであろう課から、旅券事務移譲が必要であるとの意見がない。

問6 旅券事務全般について、ご意見やご要望などがありましたらご記入願います。

道の窓口が市町村にない場合は事務の移譲を行うことにより住民サービスの向上につながるが、市町村に窓口がある場合は不足はないと考える。

総体の申請件数が少なく事務経験が少ないため、人事異動後などのタイミングでの担当者説明会（webを含む）の開催を希望します。

北海道パスポートセンターに問合せをすると、職員によって対応や回答が違うことがあるため、統一してほしい。

過去にヘボン式以外のローマ字表記で氏名を記載した旅券の発給を受けたことがある者が、切替申請又は新規申請を行う場合、一度登録したローマ字表記は原則として変更できないため、申請書表のローマ字氏名欄をヘボン式ではなく過去に登録したローマ字表記で記載し、申請書裏の非ヘボン式ローマ字氏名欄を記載しなくてもいいように取扱いを変更してほしい。

1件当たりの処理に係る時間が多大となっている。

- ・写真のサイズや写り
- ・ローマ字表記など

R5. 3. 27からの電子申請開始に伴う事務の変更点が分かりにくく、今後どのように対応していくべきか等、検討課題が多い。

旅券読み取りシステムの導入・更新費などランニングコストについての補助の拡大を希望する。

コロナの影響で申請件数が減り、権限移譲事務交付金で必要経費（機器賃借料等）をカバーできない状態になっています。

今後申請のオンライン化に係る機器整備をした場合、更に経費分の回収が難しくなっていく事が予想されます。

電子申請について先日説明会がおこなわれておりましたが、全体の受付件数が比較的少ないため、全額町で負担し必要なシステムを導入することが難しいと考えます。補助金についてや受付件数の少ない市町村についてはパスポートセンター又は振興局で引き続き受付いただくなど検討いただきたいです。

研修や注意点を学ぶ機会が多く必要と考える。

旅券事務を行っている担当課では、マイナンバーカードの業務等で業務が増加していますが、人員増員されているわけではありませんので、旅券のオンライン申請などサービス向上と業務軽減に繋がる対応について、促進等お願い致します。

オンライン申請について、受付は国で一括して受け、交付は権限移譲を受けている自治体を選択するといったように、自治体の事務が大幅に増加しないように工夫してほしい。

問5については、住民登録されていない方から本町で旅券発行をしたい旨の相談を受けたことがないため、必要性が不明。





道から市町村への事務・権限移譲方針に係る  
フォローアップ報告書  
令和5年6月 発行

作成 北海道総合政策部地域行政局行政連携課

〒065-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL (011) 204-5060

E-mail [sogo.gyoudenbunkenbunken@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.gyoudenbunkenbunken@pref.hokkaido.lg.jp)